

令和 6 年 第 4 回

太子町議会定例会会議録

開会 令和 6 年 11 月 29 日

閉会 令和 6 年 12 月 19 日

太 子 町 議 会

令和6年 第4回太子町議会定例会会議録目次

第1日（11月29日）

開会宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期決定の件	4
諸般の報告（監査、南河内環境事業組合議会、大阪南消防組合議会）	5
議案第39号 太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 中改正の件（町長提出議案）	7
議案第40号 令和6年度太子町一般会計補正予算（第8号）（町長提出議 案）	7
議案第41号 令和6年度太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）（町 長提出議案）	7
散 会	9

第2日（12月17日）

開 議	13
一般質問	13
散 会	50

第3日（12月19日）

開 議	53
辻本馨議員の議員辞職の件	53
議員提出議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の 件（議員提出議案）	54
議案第39号 太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）	55
議案第40号 令和6年度太子町一般会計補正予算（第8号）（予算常任委	

	員長報告) ……………	55
議案第41号	令和6年度太子町介護保険特別会計補正予算(第3号)(福祉文教常任委員長報告) ……………	55
議案第42号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件(町長提出議案) ……………	60
議案第43号	一般職の職員の給与に関する条例中改正の件(町長提出議案) ……………	62
議案第44号	令和6年度太子町一般会計補正予算(第9号)(町長提出議案) ……………	68
議案第45号	令和6年度太子町下水道事業会計補正予算(第1号)(町長提出議案) ……………	70
議員提出議案第5号	性暴力救援センター・大阪SACHIKOの存続と体制強化を求める意見書(案)(議員提出議案) ……………	71
	閉会中の継続審査の申し出について……………	73
閉 会……………		74

【 第 1 日 】

令和6年 第4回太子町議会定例会会議録

令和6年11月29日（金） 午前 9時30分開会

◎出席議員（9名）

1番	中村直幸君	7番	村井浩二君
2番	斧田秀明君	8番	早瀬和信君
4番	辻本博之君	9番	濱地知英君
5番	西田いく子君	10番	森田忠彦君
6番	松井謙昌君		

◎欠席議員（1名）

3番 辻本 馨 君

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町 長	田中祐二君	住民人権課長	木村厚江君
副町長	村岡 篤君	地域整備課長	小濱健一君
教育長	中道雅夫君	観光産業課長	木下明紀君
政策総務部長	小角孝彦君	環境農林課長	川久保みのり君
まちづくり推進部長	鳥取勝憲君	子育て支援課長	胡麻千代君
教育次長	東條信也君	福祉介護課長	辻本知也君
秘書政策課長	小南考弘君	いきいき健康課長	田村尚子君
企画担当課長	杉山裕二君	保険医療課長	堀内孝茂君
総務財政課長	小泉大吾君	教育総務課長 兼学校給食C所長	武部勝浩君
会計管理者 兼会計課長	小路展裕君	学務指導担当課長	竹井輝隆君
自治防災課長	辻中一嘉君	生涯学習課長	松岡健一君
税務課長	田中信幸君		

◎議会事務局

事務局 長 正野 正 書記 木下雄平

◎議事日程第 1 号

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告（監査、南河内環境事業組合議会、大阪南消防組合議会）

日程第 4 議案第39号 太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件（町長提出議案）

日程第 5 議案第40号 令和 6 年度太子町一般会計補正予算（第 8 号）（町長提出議案）

日程第 6 議案第41号 令和 6 年度太子町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）（町長提出議案）

○議長（森田忠彦君） 皆さん、おはようございます。

本日、第4回定例会が招集されました。皆様におかれましては、お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

会議に先立ち、ご報告がございます。辻本馨議員が令和6年11月15日に公職選挙法違反の容疑で逮捕されました。町民の皆様をはじめ、関係者の皆様にはご心配とご迷惑をおかけしております。容疑については認否も明らかにされていない状況が続いておりますが、太子町議会として情報収集に努め、警察等からの正確な情報に基づいて対応を精査したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、12月定例会より常任委員会のオンライン配信が開始され、参加される方におかれましては、マイクの操作の管理を徹底するとともに、様々な方から見られているという意識を持って会議に臨んでいただきますようお願いいたします。

それでは、開会に当たり町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（田中祐二君） おはようございます。

本日、定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私何かとお忙しい中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和6年第4回定例会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本議会は、町議会の構成が新体制となって迎える最初の定例会でございます。議員の皆様におかれましては、新たな要職での重責を担われ、住民の代表として町政の発展と住民福祉の更なる向上のために、ご活躍されますことを心よりご祈念申し上げます。

さて、大阪・関西万博2025の開幕まであと4か月と少しというところまで迫ってまいりました。本町におきましても、先月に開催された竹内街道灯路祭りや今月10日に開催されましたふれあいT A I S H I等、様々なイベントにおいて機運醸成に努めているところでございますが、引き続き万博の成功に向けて町としての取組を進めていきたいと考えております。

さて、本定例会へ提出いたします案件でございますが、条例案といたしまして、太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件の1件、予算案といたしまして、令和6年度太子町一般会計補正予算（第8号）ほか1件、以上合わせまして、3件でございます。何とぞよろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願いを申し上げまして、開会の

ご挨拶とさせていただきます。

(開会 午前 9時30分)

○議長(森田忠彦君) 本日は、辻本馨議員が欠席しておりますが、会議の定足数を満たしておりますので、本会は成立いたしました。

これより令和6年第4回太子町議会定例会を開会いたします。

それでは、これより会議に入ります。

本日の議事日程は、配布しておりますとおりでございます。

○議長(森田忠彦君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、西田議員、6番、松井議員を指名いたします。

○議長(森田忠彦君) 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

今回の定例会につきましては、11月22日に開催されました議会運営委員会でご検討いただいた結果、会期は本日11月29日から12月19日までの21日間で協議がまとまりましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森田忠彦君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月19日までの21日間と決定いたしました。

なお、定例会の運営予定ですが、配布しておりますとおり、本日は提出されました全ての議案を上程いたしまして、質疑の後、それぞれの常任委員会へ付託させていただきたいと思います。

次に、委員会の日程ですが、3日に総務まちづくり常任委員会を、6日に予算常任委員会、福祉文教常任委員会をそれぞれ開催していただきます。なお、審議が残りましたら、10日の予備日を充てていただきたいと思います。また、追加議案等がございましたら、12日に議会運営委員会と議員全員協議会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

17日に一般質問で本会議を再開させていただきますが、この一般質問の通告締切りは、3日の正午までとさせていただきます。

19日に最終本会議を開催させていただき、それぞれの付託案件について委員長報告

を受け、議決を賜る予定でございます。

次に、諸般の報告ですが、本日は、監査の報告、南河内環境事業組合議会の報告、大阪南消防組合議会の報告の3件を予定しております。

また、本定例会までに受理されました陳情・要望書等につきましては、議員全員協議会でその取扱いを決めていただき、措置したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森田忠彦君） 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

監査委員より例月出納検査結果報告があり、その写しを配布しておりますので、ご了承をお願いいたします。

次に、南河内環境事業組合議会の報告を求めます。

辻本博之議員。

○4番（辻本博之君） おはようございます。

令和6年度南河内環境事業組合議会議員研修について報告をいたします。

期間は令和6年11月6日から7日の2日間、1日目に、三重県志摩市にあります鳥羽志勢広域連合のやまだエコセンター、2日目に、三重県松阪市にあります松阪市クリーンセンターにて研修を実施していただきました。参加は組合議会議員、1名欠席されましたが、13名で、組合副管理者副市長と事務局2名が随行して実施しております。

1日目のやまだエコセンターでは、新清掃工場における最新の高効率発電等によるエネルギー回収及びリサイクルにおける再商品化量増加の取組等を中心に、研修を実施していただきました。

2日目の松阪市クリーンセンターでは、新清掃工場における最新のAI搭載運転支援システムによる施設運営及び低速回転式破砕機導入の効果等を中心に、研修を実施していただきました。

詳細につきましては、別途お問合せいただき、説明は割愛させていただきます。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 次に、大阪南消防組合議会の報告を求めます。

西田議員。

○5番（西田いく子君） おはようございます。

令和6年第3回大阪南消防組合議会定例会が11月8日に開催され、報告案件3件、

人事案件 2 件、決算の認定 1 件の計 6 案件が提案され、全ての案件が原案どおり全会一致で決しました。

つきましては、内容のご報告を申し上げます。

日程第 4、議長の辞職許可について、笠原由美子議長の辞職が許可されました。

日程第 5、選挙第 3 号、議長選挙について、富田林市選出の草尾勝司議員が当選されました。

日程第 6、副議長の辞職許可について、尾崎哲哉副議長の辞職が許可されました。

日程第 7 選挙第 4 号、副議長選挙について、河内長野市選出の三島克則議員が当選されました。

日程第 8、選任第 2 号、議会運営委員会委員の選任について、富田林市選出の遠藤智子議員、河内長野市選出の峯満寿人議員、柏原市選出の峯弘之議員、羽曳野市選出の笹井喜世子議員、藤井寺市選出の山本忠司議員、太子町選出の私、西田いく子、河南町選出の高田伸也議員、千早赤阪村選出の千福清英議員がそれぞれ選任されました。ここで暫時休憩となり、議会運営委員会が開催されました。再開の後、議長から委員長に藤井寺市選出の山本議員、副委員長に河南町選出の高田議員が互選されたとの報告がありました。

日程第 9、報告第 7 号、専決処分報告、損害賠償の額の決定について、専決処分したことによる報告があり、河内長野市選出の丹羽議員から質疑の後、承認されました。

日程第 10、報告第 8 号、専決処分報告、災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車の財産の取得について、専決処分したことによる報告があり、承認されました。

日程第 11、報告第 9 号、専決処分報告、損害賠償の額の決定について、専決処分したことによる報告があり、河内長野市選出の丹羽議員から質疑の後、承認されました。

日程第 12、議案第 34 号、大阪南消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについて、柏原市選出の中村保治議員を選任することについて同意されました。

日程第 13、議案第 35 号、大阪南消防組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、引き続き布施裕氏を選任することについて同意されました。

日程第 14、認定第 1 号、令和 5 年度大阪南消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について、羽曳野市選出の笹井議員からの質疑の後、認定されました。

日程第 15 号、一般質問については、羽曳野市選出の笹井議員から消防広域化による奏功事例について質問がありました。

以上簡単でありますが、これをもちまして、令和6年第3回大阪南消防組合議会定例会の報告とさせていただきます。

○議長（森田忠彦君） 以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（森田忠彦君） 日程第4、議案第39号、これを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第39号、太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に関し、必要な改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、番号法第9条第2項に基づき、本町が独自に利用する事務について条例を定めるものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第39号、太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件は、総務まちづくり常任委員会に付託いたします。

○議長（森田忠彦君） 日程第5、議案第40号から日程第6、議案第41号まで、これら2件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第40号、令和6年度太子町一般会計補正予算（第8号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ7千205万2千円を増額し、総額を71億1千114万4千円とするものでございます。

本補正予算の主な内容でございますが、歳出につきましては、障がい者及び障がい児に係る給付に要する経費などのほか、人事異動などによる職員人件費の精査などの予算措置を行っております。

歳入につきましては、歳出増額に伴う財源措置として、国・府支出金で予算措置を行うとともに、町債の増額補正を行い、財源調整として財政調整基金繰入金の増額を行っております。

また、債務負担行為の補正としまして、新たに公用車購入事業及び地域公共交通活性化協議会事業の債務負担行為の設定を行っております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 副町長。

○副町長（村岡 篤君） 議案第41号、令和6年度太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ465万9千円を増額し、総額を14億6千314万7千円とするものでございます。

本補正予算の主な内容でございますが、歳出につきましては、要支援認定者数の増加に伴い、介護予防・生活支援サービスの利用者が増加したことなどから、地域支援事業費における介護予防・生活支援サービス事業費の増額を行っております。

歳入につきましては、所定の法定割合に基づき、国・府支出金及び支払基金交付金並びに繰入金で措置しております。

以上のとおり、本補正予算を提案する次第であります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第40号、令和6年度太子町一般会計補正予算（第8号）は、予算常任委員会に

付託いたします。

議案第４１号、令和６年度太子町介護保険特別会計補正予算（第３号）は、福祉文教常任委員会に付託いたします。

これもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を散会したいと思います。

なお、本会議の再開通知は省略させていただき、ご出席のほどよろしくお願いいたします。

本日はご苦労さまでした。

（午前 ９時５１分 散会）

【 第 2 日 】

令和6年 第4回太子町議会定例会会議録

令和6年12月17日（火） 午前 9時30分開会

◎出席議員（9名）

1番	中村直幸君	7番	村井浩二君
2番	斧田秀明君	8番	早瀬和信君
4番	辻本博之君	9番	濱地知英君
5番	西田いく子君	10番	森田忠彦君
6番	松井謙昌君		

◎欠席議員（1名）

3番 辻本 馨 君

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町 長	田中祐二君	自治防災課長	辻中一嘉君
副町長	村岡 篤君	税務課長	田中 信幸君
教育長	中道雅夫君	地域整備課長	小 濱 健一君
政策総務部長	小角孝彦君	観光産業課長	木 下 明紀君
まちづくり推進部長	鳥取勝憲君	環境農林課長	川久保 みのり君
健康福祉部長	木村厚江君	子育て支援課長	胡 麻 千代君
地域活性化推進 担当部長	堀内孝茂君	福祉介護課長	辻本知也君
教育次長	東條信也君	いきいき健康課長	田村尚子君
秘書政策課長	小南考弘君	教育総務課長 兼学校給食C所長	武部勝浩君
企画担当課長	杉山裕二君	学務指導担当課長	竹井輝隆君
総務財政課長	小泉大吾君	生涯学習課長	松岡健一君
会計管理者 兼会計課長	小路展裕君		

◎議会事務局

事務局 長 正野 正 書記 木下雄平

◎議事日程第2号

日程第1 一般質問

- ・観光振興について……………村井浩二君
- ・目指せ！「非認知能力を育てるまち」で日本一を……………斧田秀明君
- ・マイナ保険証の利用促進並びに医療機関でのカードリーダー
の普及について……………辻本博之君
- ・子どもたちの通学路の見守りにについて……………〃
- ・太子のってこバス（太子町コミュニティバス）のデザインに
ついて……………中村直幸君
- ・従来の保険証存続を……………西田いく子君
- ・地域公共交通の改善を……………〃
- ・非常勤職員の採用について……………松井謙昌君

(開会 午前 9時30分)

○議長(森田忠彦君) 皆さん、おはようございます。

本日、一般質問で本会議を再開させていただきましたところ、ご出席をいただき、ありがとうございます。

本日は辻本馨議員が欠席しておりますが、会議の定足数を満たしておりますので、本会議は成立いたしました。よって、これより定例会を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は配布しておりますとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長(森田忠彦君) 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問通告者は、配布しております一覧表のとおり、6名の議員により通告を受けております。

それでは、通告順に従いまして、順次発言を許します。

まず1番目、村井議員の質問を許します。

村井議員。

[7番 村井浩二君 登壇]

○7番(村井浩二君) おはようございます。自民クラブ、村井浩二でございます。

通告に従いまして、今回は1、民間観光関連事業者との連携について、2、民間観光関連事業者の支援について、本町の観光事業について質問させていただきます。

今年も早いもので、季節も冬となり、秋の行楽シーズンも終えようとしております。今シーズンも上の太子みかん園では、大阪市内または近隣の市町から小学校、幼稚園、保育園や事業所の福利厚生団体、そして多くのご家族連れのお客様で大いににぎわっておいりました。また、万葉の森、二上山でもハイカーやご家族連れの皆様がお弁当を召し上がりながら、秋燃ゆる二上山を楽しまれておられました。しかし、残念ながら一部では、二上山にあるトイレは汚れていて不衛生だ、故障している、そして二上山には行きたくないとの世間のうわさとしてSNS上で話題となっていることをご意見としていただいております。また、本町で唯一の温浴施設である太子温泉においては、長らくのリニューアル工事を終え、今までのコンセプトと違い、バイクをコンセプトとした付加価値も取り入れられ営業を再開されました。宿泊や宴会はまだ再開されておませんが、

町内外から多くのお客様が聖徳太子のめぐみの湯を楽しまれています。

国では、平成18年に観光立国推進基本法が制定され、その後、観光立国推進計画が策定されました。国が観光立国として大きくかじを切り、全国津々浦々の観光地が所在する自治体では地域の住民や観光関連事業者、もしくは関連団体と共に創意工夫により持続可能な観光地域づくりに取り組まれています。本町でも太子町観光まちづくりビジョンに基づき、竹内街道の日本遺産登録、竹内街道敷設1400年記念事業や聖徳太子没後1400年遠忌などの節目の事業として、住民主体のまちおこし事業、または商品開発などを実施されてきたかと思われます。

そこで、本町の民間観光関連事業者との連携の在り方についてお伺いいたします。

○議長（森田忠彦君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君） おはようございます。

民間観光関連事業者との連携に対するご質問について、私のほうからご答弁申し上げます。

現在、太子町の観光施策は第5次太子町総合計画を上位計画とする太子町観光まちづくりビジョン後期に基づき取り組んでいます。観光まちづくりビジョンでは、全国的に進む人口減少と少子高齢化に対応するため、観光振興やシティプロモーションによる交流人口、関係人口の増加を図り、企業誘致、定住促進などに戦略的に取り組むこととしております。太子町には聖徳太子御廟や二上山、ミカンやブドウなどのフルーツを中心とした特産品に代表される豊富な観光資源がありますが、その魅力を活用するため、平成25年の竹内街道敷設1400年、令和3年の聖徳太子没後1400年など、節目節目に様々な事業を行ってまいりました。また、包括連携協定を結ぶダイードリンコ株式会社との公民連携においては、太子町のミカンを使用したおいしいミカン水の開発などにも取り組んでまいりました。

このような中、平成25年に発足した太子町観光・まちづくり協会では、これまで竹内街道にぎわいづくり協議会や太子聖燈会の会などの住民主体のまちづくり団体や、上の太子観光みかん園や太子温泉をはじめとする観光の中核となる民間事業者のネットワークづくりに取り組んでいただいております。また、協会では道の駅、近つ飛鳥の里・太子の運営により更なる主体的な観光振興活動を目指し、令和6年4月に一般社団法人太子町観光協会として法人格を取得され、ミカンやシャインマスカットを使ったフィナンシェやジェラート、ドレッシングの開発や日本遺産の構成文化財である大道旧山

本家住宅を活用したひな人形展など、これまで以上に観光資源の魅力の発信、話題の創出に努めていただいております。

太子町としても、竹内街道灯路祭りや太子聖燈会などを通じて観光関連事業者の皆様との連携を図りつつ、日本遺産関連の自治体や南河内地域をはじめとした広域連携により集客力の高いイベントや事業の実施、誘致を行い、事業者の皆様の魅力発信の創出につなげてまいります。また、観光関連事業者と太子町の観光資源や関連団体とのマッチングによる新たな特産品や観光コンテンツの開発についても努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 村井議員。

○7番（村井浩二君） ただいままちづくり推進部長より、様々な事業を計画的に実施し、これまで以上に本町の観光資源を魅力的に発信、話題の創出に努めているとのご答弁をいただき、私はそもそも行政が主体的になり観光事業を推進していくことはいかなものかと考えております。単に儲かる観光事業であれば、民間の事業者が参入し、または継続的に経営されておりますでしょうし、行政はその観光関連事業者や住民と共に観光事業を推進せねばならないとも考えております。本町では観光関連事業者の団体がなく、団体としてのご意見やご要望、そしてご提案を拝聴することは難しい状況ですが、個々の事業者との意見交換などをして各事業者のご意見を拝聴し、対策した上、太子町の持続可能な発展に寄与していただけるように継続的に経営していただくことが肝心と考えますが、そこでこれらの個々の観光関連事業者への支援の在り方について、本町のお考えをお伺いいたします。

○議長（森田忠彦君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君） 観光関連事業者への支援につきましては、太子町観光協会を通じて個別の事業や活動のサポート、イベントやSNSを活用したPRを行っているところでございます。また、道の駅近つ飛鳥の里・太子におきましても、農産物の直売によりミカン、ブドウなどの特産品を強くPRし、観光客の誘致に努め、道の駅を拠点とした町内観光関連施設などへの周遊につなげるよう取り組んでおります。現在、太子町の観光資源としては、聖徳太子御廟や叡福寺、西方院、二子塚古墳といった歴史コンテンツ、また二上山万葉の森やダイヤモンドトレイルなどの自然コンテンツ、民間事業者として上の太子観光みかん園や町内各所の農産物直売所、更には議員のご質

間にもありました、今年リニューアルオープンされた太子温泉などがございます。これらはどれも太子町の重要な観光資源と位置づけられるものと認識しており、今後の支援の在り方について検討が必要であると考えております。

太子町としまして、令和7年4月に控える大阪関西万博の開幕を観光振興の好機と捉え、引き続き太子町観光まちづくりビジョンに基づき、観光振興を町の地域活性化推進の重要な施策と位置づけて町全体のマネジメントを行い、民間観光関連事業者へ向けた適切な支援につなげられるよう検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（森田忠彦君） 村井議員。

○7番（村井浩二君） ただいま、まちづくり推進部長より、観光協会のイベントやSNSを活用したPRや道の駅を足がかりとした町内観光関連施設への周遊、そして大阪関西万博の開催を観光振興の契機として民間観光関連事業者へ向けた適切な支援の検討を進めていくとのご答弁をいただき、まずは個々の事業者のご意見を拝聴し、観光部署だけではなく、オール太子町役場として行政の役割を果たしていかなければならないと考えます。観光部署と観光関連事業者とは良好な関係の下、事業を共同して推進しているが、ほかの部署の所管事務においてトラブルや困難な課題が発生していることを散見しております。太子町においての観光施策は一過性の拝金観光ではなく、最終的には生産世代の定住、または企業誘致などのまちづくりへのアプローチの第一歩であり、大都市近郊に所在し、自然豊かで歴史ある太子町の町内外の皆様に広く知っていただくことから、単独での存続、または持続可能なまちづくりが始まると考えても過言ではないと考えております。

大阪関西万博を契機とした日本遺産やSNSを活用したインバウンド戦略の再検討、また各民間観光関連事業者の付加価値化、そして利用促進策など、太子町行政として可能な限りの協力支援体制を構築または認識し、社会のトレンドをつかみ、スピード感を持って未来へつながる太子町のまちづくりを住民の皆様、民間観光関連事業者の皆様と共に力強く前へ進めていただくことを強く要望して私の質問を終わります。

○議長（森田忠彦君） これにて、村井議員の質問を終わります。

次に、2番目、斧田議員の質問を許します。

斧田議員。

〔2番 斧田秀明君 登壇〕

○2番（斧田秀明君） 議席番号2番、しなが会、斧田秀明でございます。通告に基づきまして質問をさせていただきます。

今回は、目指せ、非認知能力を育てるまちで日本一をと銘打っておりますが、3年目を迎え、幼小中一貫教育で取組実績並びに非認知能力の育成への取組についての質問です。理事者におかれましては、適正なご答弁をお願い申し上げます。

今回の質問は、太子町幼小中一貫教育について、令和4年12月議会で中道教育長の就任に当たり、質問をさせていただいたものの経過についてでございます。

12年間の一貫教育にかじを切られたその1つが、小学校から中学校へ進学するに当たり、その環境の変化に戸惑い、スムーズに中学校生活になじめないという、いわゆる小中学校間での格差が見られることでした。そこで、これらの課題を解決すべく、小中学校間の切れ目のない教育活動が重要であるとの考えの下、また太子町全体が1つの中学校区であることの利点を活かし、町立幼稚園の3年間を含めた12年間を通した幼小中一貫教育の実現に向けて着手されたと答弁をいただきました。そして、非認知能力の育成については、コミュニケーション力や忍耐力など点数化しにくく、知識、理解を問う学力テストなどでは測りにくい力を指します。これまで既に各学校園が行事を通して大事にしてきた感謝の心やひたむきな心、学びに向かう主体性などを非認知能力と定義づけ、その力に焦点を当て、価値づけるとともに、コンパクトな太子町の地域性を最大限に活かせるよう、幼小中一貫教育の1つの柱として推進すると答弁をいただきましたが、2年間が経過した中で、これまで幼小中一貫教育の取組とその自己評価についての質問を求めます。

さて、国の新しい学習指導要領の改訂の基本的な考えは教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子どもたちが未来社会を切り開くための資質、能力を一層確実に育成し、その際、子どもたちに求められる資質、能力とは何かを地域社会と協力し、連携する地域社会に開かれた教育課程を重視することだと国のほうでは述べられております。知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや、教育内容を維持した上で知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成することでございます。太子町教育委員会では、これまで、これらを踏まわれた上で具体的にどのように取り組まれてきたのでしょうか。そして、非認知能力とはどのようなものなのでしょうか。学びに向かう力、人間性等が非認知能力に当たるものだと思いますよね。そして、非認知能力

を高めるため最も重要な時期は幼児期だと言われており、そういうことから太子町の幼小中一貫教育の取組はふさわしいものだと感じました。

また、広報では令和5年1月から、「みんなで育てる太子の子」とタイトルにした幼小中一貫教育だよりがスタートし、非認知能力を伸ばし、育成することに取り組んでいらっしゃると思いますよね。また、読み、書き、計算など認知能力と言われる学力だけでなく、豊かな心や健やかな体をバランスよく育むことができる新たな取組の方法のループリックについても教えていただきたいと思います。

言葉で幼稚園、小学校、中学校の連携というのは簡単ですが、子どもたち一人ひとりが新たな能力を身につけるためには、教職員のスキルアップや日頃から子どもたちと向き合う姿勢の向上が求められています。実施された教職員研修や幼児、児童、生徒たちの交流事業や体験学習事例があれば紹介してください。そして、これまで取り組まれてきた成果が分かる数値的なものがあれば、教えてください。

それでは、改めまして、質問項目を整理させていただきます。

まず初めに、太子町幼小中一貫教育に取り組まれた社会的な背景や非認知能力の育成することに至った経過についての質問です。

続いて、「子どもを主語に」という理念の下、非認知能力を伸ばし育成することへの取組や、新たな取組として、ループリックや教職員の研修や、幼稚園、小学校、中学校との交流や年度ごとでの取組の流れについての答弁を求めます。そして、この取組については学校園内にとどまらず、地域と共に取り組んでいくため、広報たいしへの掲載などに取り組んでおられますが、その内容についても教えていただきたいと思います。

そして、最後に、これらの取組の成果につきましては、数値などで分かるものがあれば教えてください。そして、太子町教育委員会にとって子どもたちの非認知能力の向上の取組はどのようなものなのかについてお答えください。

○議長（森田忠彦君） 教育長。

○教育長（中道雅夫君） 幼小中一貫教育の取組実績について、これまでの斧田議員からの一般質問にご答弁させていただいた内容と一部重複するところもございますが、私のほうからご答弁申し上げます。

近年の少子化やグローバル化の進展など、社会の変化がより複雑に進む中、子どもたちには読み、書き、計算など認知能力と言われる学力だけでなく、豊かな心や健やかな体をバランスよく育むことが求められています。このような中、本町の幼小中一貫教育

は令和3年度に策定した基本方針に基づき、令和4年度を初年度とした3年間の年次計画を定め、取組を進めているところです。この取組では、幼稚園入園から中学校卒業までの12年間を一貫して支援する体制を整えるとともに、幼小中一貫教育でめざす子ども像を幼小中のつながりを基に、豊かな人生とよりよい社会を主体的につくるために自ら考え、動き、相手を大切にできる人と設定し、非認知能力の育成を中心に位置づけた教育活動を進めております。特に、「子どもを主語に」という理念の下、大人が子どもの気持ちや意見を尊重し、安心して自分を表現できる環境を整えるとともに、幼小中一貫教育でめざす子ども像への具体的な取組を通じて達成できるように努めています。

まず、めざす子ども像を、自分と向き合う力、自分を高める力、他者とつながる力の3つの力と表現し、更にそれを細分化した7つの力、諦めない力、自分を調整する力、目標、夢を持つ力、挑む力、協働する力、受け入れる力、伝える力を非認知能力として分かりやすく示し、じっくりと育むことを目指しています。

具体的には、この7つの非認知能力を効果的に育成するためにループリックという行動指標を取り入れ、子どもたちの行動を具体的な言葉で示し、どのような力が育まれているかを可視化しています。このことにより、子どもたちが自分の強みや課題を理解し、目標に向かって自分を調整していく力も養われています。

更に、ループリックによる評価と指導を基に、子どもたちのキャリア教育の活動についての記録を蓄積していくキャリアパスポートを導入し、自己成長の過程を自分で見詰め直し、自ら学び続ける姿勢を身につけています。なお、このキャリアパスポートは幼稚園から中学校まで一貫して使用され、学びの連続性を確保しています。

次に、各年度の主な取組やその効果でございますが、令和4年度は教職員の交流をテーマに取組を進め、ネットワーク研修やICT、体力コンテストの実施などで非認知能力育成の具体的方法を共有しました。2年目の令和5年度では、子どもの交流をテーマに、幼稚園と小学校、幼稚園と中学校間の連携、小学校と中学校間の連携、磯長小学校と山田小学校間の交流など、幼小中の子どもたちが協力しながら学ぶ機会を提供しました。3年目の令和6年度ではカリキュラムの交流をテーマに、小中連携の探求学習で地域課題について町役場や民間の事業所を訪問し、解決策を考える取組を行いました。

この間の子どもの交流の具体例としましては、小学校2年生と幼稚園児でのサツマイモ掘り体験や、中学3年生の生徒が幼稚園において保育実習体験を行いました。小中連携では中学2年生が小学校において職業体験、また小学6年生が中学校の体験入学とし

て、授業やクラブ見学を行いました。小学校間では支援学級の子どもたちの交流会を複数回実施し、互いに思いや意見を発表し合う機会を持ちました。このような取組に加え、幼小中一貫教育を効果的に推進するために教育活動や非認知能力の育成に関する実践事例を体系的にまとめた冊子を作成いたしました。更に、令和5年1月号から17回にわたる広報たいしへの連載や保護者向け通信の発行、リーフレットの作成など、教職員や保護者、地域の関係者に積極的に情報を発信することにより、様々な関係者と取組内容を共有し、教育活動の質を更に向上させることとしております。

このように、幼小中一貫教育では、「子どもを主語に」という理念の下、めざす子ども像への取組において非認知能力の育成を手段として推進してまいりました。これらの取組については、子ども意識調査の結果から幾つかの成果が見られました。大きな成果として、子どもたちが学校に行くのが楽しいと強く感じている割合が大幅に増加しました。令和4年度に27%だった項目が令和6年度には47%となり、20%も増加しています。これは学校が子どもたちにとって充実した場所となってきたことを示しています。また、子どもたちの新しいことにチャレンジする力や友達に手伝いや助けを求める力なども顕著に向上いたしました。また、諦めない力や自分を調整する力も年々高まり、子どもたちが自ら挑戦し、困難に立ち向かう中での経験が数値に表れていることが確認されています。私自身、非認知能力の向上は、一人ひとりの子どもたちの未来に向かう力、幸せになる力を高めることにつながるものと考えており、今後も非認知能力の育成を軸とし、子どもたちが主体的に学び成長できる教育を推進してまいります。

○議長（森田忠彦君） 斧田議員。

○2番（斧田秀明君） ご答弁ありがとうございました。子どもたちは、読み、書き、計算など認知能力と言われる学力だけでなく、豊かな心や健やかな体をバランスよく育むことが求められています。まず、めざす子ども像を自分と向き合う力、自分と高める力、他人とつながる力の3つと表現し、更にそれを細分化した7つの力、諦めない力、自分を調整する力、目標、夢を持つ力、挑む力、協働する力、受け入れる力、伝える力を非認知能力として分かりやすく示し、じっくりと育むことを目指しておられます。ご答弁いただきました復唱となりましたが、非認知能力への理解のためにあえて復唱させていただいています。

加えて、令和5年1月号から、広報たいしへの連載や保護者向けの通信の発行、リーフレット作成など教職員や保護者、地域の関係者に積極的に情報を発信することにより、

様々な関係者と取組内容を共有し、教育活動の質の更なる向上に努められておられます。幼小中一貫教育では「子どもを主語に」という理念の下、めざす子ども像への取組において非認知能力の育成を手段として推進された成果として、子ども意識調査の結果から、子どもたちが学校に行くのが楽しいの割合が大幅に増加し、学校が子どもたちにとって充実した場所となったことや、子どもたちの新しいことにチャレンジする力や友達に手伝いや助けを求める力などの向上が顕著で、短期間に数値が表れていることが確認されたことは非常に素晴らしいことだと思います。幼小中一貫教育のスタートである3年間の積み重ねを基礎に、今後の展開についてどのように計画をされているのでしょうか。これまでの3年間について、幼児、児童生徒に対応する教職員、保護者、地域社会が一体とならなければならない取組を途中で諦めることなく継続して、そして更に広める必要があると思います。また、本町の取組について他団体の議会や教育委員会、学校からの視察もあり、外部への配信する機会があることについても、3月の一般質問で答弁をいただいておりますが、広報たいし12月号のみんなで育てる太子の子で掲載のありました非認知能力育成のパイオニアとして知られている、ボーク重子さんの9月9日の表敬訪問についても、大阪府主催のセミナーや研修会での太子町の取組発表に興味を持っていただいたことから始まったと聞いております。

子どもたちにとって非認知能力は生きる力や人間力と考えており、学校教育現場での育成はもとより、家庭教育や社会教育の場など、家庭、地域においても必要な取組であると考えております。ボーク重子さんが非認知能力は家庭、教育現場、地域の三位一体で育んでいくことが大切ですよと言われており、インスタグラムでも、町長や教育長、そして学校園長の思いや学校現場での取組などを聞かせてもらい、こんなに子どもたちのことを考え、非認知能力に取り組んでおられるところはないと、心を打たれたと書かれておられました。

それでは、第2問目の質問でございます。

幼小中の一貫教育に関わる年次計画の更新予定や家庭、地域に向けた非認知能力への取組について問います。

来年から3年間について、これまでの3年間の積み重ねてきた非認知能力を育てる取組をどのように展開されていくのでしょうか。特に、「子どもを主語に」の理念はどのようなになるのか、これまで3年間の取り組んでこられた学校園や幼稚園、町教育委員会が一体となってめざす子ども像に向けて取組を進めてきましたが、今後はどのような

るのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（森田忠彦君） 教育長。

○教育長（中道雅夫君） 幼小中一貫教育の基本方針の第1期として、令和4年度から令和6年度の3年間は幼小中一貫教育スタートの時期と位置づけ、義務教育9年間に幼児教育の3年を加えた12年間を通して学びの連続性と系統性を強化するため、幼小中の連携を深めるとともに子どもたちの成長を支える取組を進めてまいりました。第2期目となる令和7年度から令和9年度の3年間については、更につながりテーマに教育活動をより広く、深く展開し、地域全体で子どもたちを育てるために、3つの深化と2つの強化という5つのキーワードとして進めてまいります。

その1つ目としては、「子どもを主語に」の理念の深化です。子どもたちの気持ちや考えを尊重し、子どもたちが自らの意見を安心して表現できる教育環境を保護者や地域の皆様と協力し、更に進め、進化していきます。

2つ目として、ウェルビーイングの実現を目指す教育の深化です。子どもたちが自分にとって幸せと感じる人生を歩むための力を、主体性を育むことに重点を置き、多様な学びを提供し、自分の進む道を見つけられる支援をしていきます。

3つ目として、非認知能力の更なる育成と進化です。自分と向き合う力、自分を高める力、他者とつながる力を幼小中で系統的に育成し、各学年での活動を通じて具体的に子どもが主体的に学ぶ行動指標、ルーブリックを用いて目標と振り返りを重視した教育を進化していきます。加えて、社会教育、家庭教育とも連携して非認知能力の伸長に努めます。

4つ目として、カリキュラムの連携の強化です。幼稚園から小学校、小学校から中学校へのスムーズな接続を目指し、相互乗り入れ指導や教科担任制の取組を拡充していきます。また、幼小中一貫したカリキュラムを構築し、持続的な学びを支えていきます。

5つ目は学校間の連携の強化です。地域フォーラムや学校公開日を開催し、学校園間、地域との連携を強化するとともに、幼小中一貫教育の取組を地域へ発信し、アンケートなどをフィードバックすることで、より効果的な教育を展開していきます。これらの幼小中一貫教育に係る令和7年度からの第2期においても、学校園と町教育委員会が一体となってめざす子ども像に向けて取組を進めてまいります。

加えて、非認知能力は子どもたちが豊かな人間関係を築き、自らの力で課題を乗り越えるための基盤であり、その育成には家庭や地域の協力が欠かせないものであります。

公立の学校園だけでなく、私立の保育園や認定こども園、地域の皆様に呼びかけ、保護者や地域向けの講演会やワークショップを開催することにより、家庭や地域での非認知能力を育てるスキルを提供し、地域全体で子どもの健やかな育ちをサポートし、その意義を理解しながら子どもたちを支援する体制を更に発展させていきたいと考えております。

また、議員お示しのボーク重子氏については、先般の表敬訪問の内容を広報たいし12月号から来年2月号まで3回の特別掲載を予定するとともに、来年2月8日開催の太子町PTA連絡協議会主催の講演会にお越しいただき、家庭や地域での非認知能力を育成する子育てについてお話をさせていただく予定としております。

このように、本取組の第2期は非認知能力の育成を各家庭や地域にも広げ、学校園で育む非認知能力から太子町全体で育む非認知能力へと展開し、子どもたちと子どもたちに関わる全ての住民の皆様のウェルビーイングの実現に向けた取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 斧田議員。

○2番（斧田秀明君） ご答弁ありがとうございました。令和3年度に策定した基本方針に基づき、令和4年度から6年度の3年間で幼小中一貫教育スタートの時期と位置づけ、義務教育9年間に幼児教育の3年を加えた12年間を通して幼小中の連携を深められました。第2期目となる7年度から令和9年の3年間は、つながりをテーマに地域全体で子どもたちを育てるため、これまでの3年間の取組を基礎に、「子どもを主語に」の理念や、保護者や地域の皆様と協力する教育環境をより進め、非認知能力の更なる育成と進化です。つまり、子どもたちが幼稚園に入園し、小学校、中学校と進む中で学力を向上するだけではなく、社会教育、家庭教育とも連携して、非認知能力の伸長に努めることで子どもたちに本当の意味で生きる力が身につくのではないのでしょうか。これまでいろいろな仕事を私、やってきましたが、幾らいい仕事であったとしても、継続性を持ったり、新しい工夫を加えないと、常に進化をしていなければ長続きしなかったことが多く思い出されます。

幼小中一貫教育に取り組まれ、学校の中だけでなく、保護者や地域の皆様と協力する教育環境を毎年育てていくことも必要です。第1問目の答弁で、非認知能力の向上は一人ひとりの子どもたちの未来に向かう力、幸せになる力を高めることにつながるものと考えており、今後も非認知能力を軸とし、子どもたちが主体的に学び、成長できる教育

を推進してまいりたいと言っていました。ボーク重子さんが太子町に関心を持っていたいているのも、本気で太子町教育委員会が子どもたちのために頑張っている姿勢を認めていただいたのではないのでしょうか。

今回の一般質問のテーマを、目指せ、非認知能力を育てるまちで日本一をといたしましたが、新しい国の学習指導要領にのっとって生きる力を子どもたちに育むため、太子町教育委員会は正面から取り組んでいただきたいと思います。これからも非認知能力を育てる町としてますます幼児、児童生徒が未来世界に切り開くための資質、能力を一層確実に育成できるよう、そしてその際、子どもたちに求められる資質、能力とは何かを地域社会と共有し、連携できるよう教職員、保護者、地域社会が一体となっていただくことをお願いいたしまして、一般質問の終わりとさせていただきます。

○議長（森田忠彦君） これにて、斧田議員の質問を終わります。

次に、3番目、辻本博之議員の質問を許します。

辻本博之議員。

〔4番 辻本博之君 登壇〕

○4番（辻本博之君） おはようございます。議席番号4番、公明党、辻本博之です。通告により一般質問をさせていただきます。理事者におかれましては、適切なご答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、マイナ保険証の利用促進並びに医療機関でのカードリーダーの普及について質問をします。

現在、マイナンバーカードの保有率は国民の約81％となっておりますが、一方で健康保険証としての利用は全体の約7.73％にとどまっている状況です。今年の12月2日から従来の健康保険証は新規発行されなくなり、その後はマイナンバーカードでの保険証利用を基盤とする仕組みに移行していきます。円滑に移行するために、政府としてはマイナンバーカードの総点検を行い、国民の信頼回復に努めてきました。現在は本年5月から7月をマイナ保険証利用促進集中取組月間として、医療団体との連携やあらゆるメディアを通じて広報展開しています。しかし、現状は移行途中の不具合や事業者側の戸惑いもあり、使用する住民は不安に感じ、積極的になれないのが現実です。地域住民が安心してマイナ保険証を利用できるよう、利用することの利便性や質の高い医療を受けるための基盤となっていくことなどの正しい情報を丁寧に発信していくことが必要と考えます。

マイナンバーカードはデジタル社会における公的基盤であり、保険証として利用してもらうことで患者本人の薬剤や診療のデータに基づくよりよい医療が提供され、高額医療費制度の限度額適用認定書が不要になるなど、患者、医療現場それぞれに多くのメリットがあります。更に電子処方箋や電子カルテの普及活用など、日本のデジタル化を進める上での重要なベースとなります。また、一部地域においては、救急医療における患者の健康医療データの活用という消防庁の実証事業が行われております。これは例えば、自宅や外出先で事故や病気によって突然倒れてしまって救急搬送される場合等に救急車に装備されたカードリーダーでマイナ保険証を読み取ると、既往症はあるのか、どんな薬を服用しているのか等の情報を確認し、救急隊や医師が速やかに適切な治療ができるようになるというもので、近い将来に全国展開する予定と聞いています。

更に、大規模な地震などが起きた際に開設された避難所においてマイナンバーカードを使って入退所管理や薬剤情報の管理など、入退所の手続きがスムーズかつ正確に行われ、避難所の把握に係る時間の短縮にできます。また、薬剤情報も必要量に正確に把握できるためスムーズな支援要請ができ、避難者、運営者の両方に対して大きな効果が見られます。社会全体で医療デジタル化を進めていくためにマイナ保険証は重要であり、保険証を廃止し、マイナ保険証へと移行する本年、いかに円滑に移行していくかが極めて重要であります。また、保険証を住民が安心して利用するためには医療機関も十分な受入れ体制が必要となります。町内においても多くの医療機関がありますが、各医療機関でマイナ保険証を利用するための体制は整っているのでしょうか。

そこでマイナ保険証の普及状況やカードリーダー、医療機関設置状況について伺います。

7月4日に厚労省保険局医療介護連携施策課よりマイナンバーカードの健康保険証利用の促進に向けたご協力とお願いについてという事務連絡が発出されております。これには、利用促進に向けた動画やポスターなどの広報素材の印刷提供など、サポートメニューがたくさんあります。ぜひこのようなものも活用しながら広報活動を強力に推進し、住民の皆様への情報発信に取り組み、マイナ保険証の普及に力を入れるべきと考えます。カードリーダー医療機関設置状況とともに町の見解を伺います。

○議長（森田忠彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（木村厚江君） おはようございます。

マイナ保険証の利用促進並びに医療機関でのカードリーダーの普及について、私のほ

うからご答弁申し上げます。

ご質問のマイナ保険証の本町における普及状況ですが、令和6年10月末時点で国民健康保険では68.1%、後期高齢者医療では69.9%となっております。

次に、町内医療機関におけるカードリーダーの設置状況ですが、町内の内科診療所3か所、歯科3か所、薬局4か所、合計10か所の全ての医療機関においてカードリーダーが設置されており、マイナ保険証が利用できる状況となっております。マイナ保険証の利用方法は顔認証と暗証番号入力 of 2通りの方法があり、設置されているカードリーダーの案内に沿って捜査を進めることにより、利用者の方々に特段のご負担もなく、簡易に受付が可能となるものでございます。また、今月の2日以降、被保険者証の新規発行ができなくなっており、被保険者証に代わり新たに発行する資格確認書に対するお問合せを窓口や電話にていただいているところですが、医療機関に設置されているカードリーダー自体の操作等についての相談やお問合せは現在のところありません。

本町といたしましては、引き続き国の通知に基づき、制度周知を行うとともに住民の方々の不安感を少しでも減らせるよう、個々のケースに応じた、よりきめ細やかな対応を心がけてまいりたいと考えております。

○議長（森田忠彦君） 辻本博之議員。

○4番（辻本博之君） ご答弁ありがとうございました。先にも述べましたように、マイナンバーカードはデジタル社会における公的基盤であり、利用の仕方で様々な利便性があります。運転免許証やパスポートを取得しない人でも、顔写真入りのため、本人確認書類として安心して使えたり、これまで役所の開いている時間に合わせて自分のスケジュールを調整したり、家族に代わって申請してもらうため委任状などの準備を必要としていた住民票や印鑑登録証明書などの公的証明書が、その発行がコンビニでできます。更に、マイナ保険証として登録することで健康保険証として利用でき、初めて受診する医療機関や薬局でも患者本人が同意すれば、医師、薬剤師がデータを共有し確認することができるため、よりよい医療が受けることができます。このほか証券口座開設など民間のオンラインサービスで利用できる子育てなどの行政手続き、例えば児童手当の手続きや保育所の入所手続き、妊娠の届出などをオンラインでできるなど、これまで時間をかけていた紙での書類作成や役所に合わせて時間を調整するなどがマイナンバーカードを利用することで、時間や労力の負担を極端に減らすことができます。また、ある自治体では図書館の貸出しカードに利用するなど独自の利便性向上への推進をしています。

このようにマイナンバーカードの利便性が今後も進んでいく中であって、自治体では利用促進のための様々な取組があると思いますが、本町におけるマイナンバーカードの利用促進のためのお考えをお聞かせください。

○議長（森田忠彦君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 人口減少や厳しい財政状況の下で経済成長と公的サービスを維持していくため、マイナンバーカードの利用促進により社会のデジタル化を一層進めることは重要な取組です。マイナンバーカードは、対面に加えオンラインでも確実な本人確認ができる安全安心かつ便利なデジタル社会のパスポートであり、引っ越し等の手続きなどを役所に行かなくてもスマホから行うことができる便利なサービスや、議員ご指摘のとおり、マイナンバーカード1枚で図書カードや避難所受付などのサービスが受けられる住民カード化や民間事業者による利用も拡大しております。

1 1月末時点における本町のマイナンバーカード交付状況につきましては、人口に対する保有枚数率は大阪府内で3番目に高い78.3%となり、5人中約4の方がマイナンバーカードを取得されております。一方でマイナンバーカードの利用については、例えば今年度のコンビニでの証明書交付の割合は、住民票の謄本や抄本の発行では23.7%、印鑑証明の発行では24.4%であり、まだまだ窓口利用も多い状況です。このような状況にあって、今後マイナンバーカードを活用したサービスを1人でも多くの住民の皆様に、いつでもどこでも安全安心にご利用していただくためには、デジタル化によって生活がどのように便利になるか実感していただくことに加え、不正利用等に対する不安を解消していくことが重要と考えています。本町といたしましては、マイナンバー制度やマイナンバーカードの活用拡大や充実に努めるとともに、住民の不安が解消され、一人ひとりがデジタル化の恩恵を感じていただけるよう、引き続き窓口における丁寧な説明や情報発信に積極的に取り組んでまいります。

○議長（森田忠彦君） 辻本博之議員。

○4番（辻本博之君） 前向きなご答弁ありがとうございます。マイナンバーカードを利用することでデジタル化が進み、住民の暮らしがより豊かなものになります。使い初めは不安に感じることや慣れないことへの不信感もあることでしょう。そこを少しでも取り払えるようご尽力をいただき、正確な情報発信を積極的をお願いいたしましてこの質問を終わります。

次に、子どもたちの通学路の見守り活動について質問をします。

子どもたちが毎日登校する通学路は犯罪や交通事故に遭うリスクが高く、それを未然に防ぐためには地域全体で登下校中の見守り活動をする必要があります。現在、太子町での登下校時の見守り活動は学校を中心に保護者やPTA、地域住民、行政、警察等が一致団結して連携、協働し、取り組まれています。朝の登校時には交通量の多い交差点や見通しの悪い道などに見守り隊の方々やPTAの旗当番の方が子どもが安全に通行できるように定点見守り活動をされています。日々従事してくださっている皆様方、本当に感謝申し上げます。

子どもの見守りに関わる注意は広範囲にわたります。交通安全の観点から、交通量の多い道や車両の走行スピードが速い道路、また幼い子どもには渡るタイミングが難しい信号のない横断歩道などは非常に危険です。防犯の観点からは、人通りが少なく子どもが1人になってしまう場所の見守りはもちろんですが、空き家やブロック塀のそばなどは倒壊のおそれの可能性があります、生い茂った草木が通行の妨げになる場合もあります。このような細やかな場所にも目を向ける必要があります、学校地区委員会などでも話し合いをされているところかと思います。登校時は多くの方が見守り活動に参加できており、広範囲に目が行き届いていますが、下校時になりますと、各学年や曜日によって下校時刻が異なり、見守り隊が手薄になるのも否めません。多くの保護者が我が子を自身で守りたいと願っておられますが、それぞれの生活環境も様々です。親の目が届かないことも多くあることでしょう。未来ある子どもたちが痛ましい事件、事故に巻き込まれるニュースなどを目にすると、どうして未然に防げなかったのかと憤りを感じずにはおれません。もし、我がまち太子町でそのような事件、事故が起こってしまったとき、私たちは何を思うのでしょうか。子どもたちの安心安全は町全体で守るべきと強く願います。

町としては、子どもたちの安心安全のため様々工夫されていると考えますが、現在の太子町の見守り活動はどのような現状でしょうか。また、見守り隊の今後についてですが、見守り隊は毎朝元気に子どもたちの通学を見守ってくださり、そろそろ来るはずなのに、今朝はあの子は遅いな、今日は遠足に行く学年がおるから、晴れてよかったなど、日々子どもたちのことを思ってくださいています。子どもらも、おっちゃん、今何時と気安く挨拶を交わすなど、見守り隊の皆様と子どもたちの培われてきた絆を感じます。

しかし、見守り隊の方々は今役を引退され、見守り活動に従事される方がほとんどで、高齢の方が主力として活動されております。しかし、新たに見守りボランティアとして登録される方が年々減少傾向にあり、需要があるにもかかわらず供給が足りない現状に

なりつつあります。このままでは子どもたちの安全を守り切れない状況に陥るのではないのでしょうか。今後の見守りボランティアの確保など、町の見解を伺います。

○議長（森田忠彦君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 子どもたちの通学路の見守りのご質問について私のほうからご答弁申し上げます。

子どもたちの登下校時の防犯、交通安全の見守り活動につきましては、先ほど議員のお示しのとおり、地域住民、PTA、保護者、役場職員など行政及び警察が連携、協力して取り組んでおります。特に見守り隊等のボランティアの皆様による登下校時の見守り活動や青色防犯パトロール隊のボランティアの皆様による下校時に合わせた巡回活動につきましては、大変ご尽力をいただいているところでございます。また、PTAの皆様には、登校時に子どもたちが道路を横断する箇所において、交代で旗当番による見守り活動を行っていただいております、併せて通学路の危険箇所の確認について調査を実施され、町や警察と共に改善に取り組んでおられます。また、毎月5日の地域安全の日の見守りをはじめ、毎月第2金曜日には教育委員会によります挨拶運動を通しての見守り活動や、毎月15日には町議会議員の方にも参画していただいている交通事故をなくす運動推進協議会の活動として、登校時の子どもを見守る活動を行っております。しかしながら、現在の社会情勢の中で60歳を過ぎても現役として社会で活躍されている方も多くなり、今後見守り活動の中核を担っていただいている見守り隊や青色防犯パトロール隊のボランティアの担い手が減少することが予想され、また保護者による見守り活動につきましても共働き世帯の増加に伴い、今後の活動への影響も考えられます。そのような状況ではありますが、警察との協力、連携の強化を進めた上で地域の子どもは地域で守るという考えの下、改めて登下校時に合わせたウォーキングやごみ出し、犬の散歩などを行う、ながら見守り活動の啓発活動を行うとともに、子どもの見守りボランティアの募集の広報をより広く推進し、子どもたちが安心して登下校できる安全安心なまちづくりを進めてまいります。

○議長（森田忠彦君） 辻本博之議員。

○4番（辻本博之君） ご答弁、ありがとうございました。子どもの見守り1つ、一言で言っても簡単ではございません。毎日子どもたちの安心安全を細心の注意を払って見守ることがいかに大変で尊い行いであるか。しかし、すばらしい行いをしていることが負担に感じてしまったら実に残念です。今一度自分にできる見守り活動はどんなものがある

るのか、一人ひとりが考えるときではないでしょうか。町全体で見守りって何かを考える機会を増やしていただければと考えます。

以上、私の質問を終わります。

○議長（森田忠彦君） これにて、辻本博之議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は１０時５５分をお願いいたします。

（午前１０時４２分 休憩）

（午前１０時５５分 再開）

○議長（森田忠彦君） それでは、再開いたします。

次に、４番目、中村議員の質問を許します。

中村議員。

〔１番 中村直幸君 登壇〕

○１番（中村直幸君） 改めまして、おはようございます。議席番号１番、自由民主党会派、中村直幸でございます。

通告に基づきまして質問を行います。理事者各位におかれましては明快なるご答弁のほど、お願いいたします。少し風邪を引いているもので、申し訳ございません。

太子町、たいしのってこバス、太子町コミュニティバスのデザインについてお尋ねいたします。町民の皆様に愛着や親しみを持ってもらい、町外から訪問者に対する町のＰＲを兼ね備えた太子町コミュニティバスとするため、バスのラッピング実施に伴うデザイン投票を行うとデザイン投票実施要綱が示されましたが、太子町の顔となるコミュニティバスとはもっと多くの作品の中から投票が行われるべきであり、３点のみでは、より多くの関わりの中から生まれた作品とは、過去の生まれた作品が過去の経験から見ても望ましいと考えております。参加者４８０人中１９７人が選んだラッピングバスとなって町民の皆様に愛着や親しみを持ってもらうコミュニティバスについての質問を行います。

まず、コミュニティについての言語、コミュニティは英語、コミュニティを由来し、共同体や地域社会といった意味を持ちます。町民のつながりや協力を象徴する言葉であり、コミュニティバスは町内の移動手段としてだけではなく、町の一体感や交流を深める役割を担っております。デザイン化について、いつ、どのような経緯で決まったのか、時系列にお尋ねいたします。また、太子町、また本町からデザイナーに対してどのよう

なテーマを要望されたのか。また、デザイナーからの要望についてもお答えください。

1 番目としたいまして、デザイン公募の開始の時期、どのようにして参加者が応募され、選考過程を進んだのか。

2 番目、テーマの設定、本町からの提示されるテーマや要望、例えば町の歴史、文化、自然を反映させるなど。

3 番目、デザイン選出のプロセス、公募なのか、特定のデザイナーに依頼したのか。

4 番目、デザインの選考基準、投票以外の選考委員会や外部審査委員の関与があったかどうか。

5、デザイナーとのやり取り、デザイン案の調整や町民との意見の反映をどの程度行われたか。

以上、この点についてお願いいたします。

○議長（森田忠彦君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 太子町コミュニティバスのデザインについて、私のほうからご答弁申し上げます。

ご質問のデザインを依頼した経緯でございますが、当該デザイナーの方につきましては、金剛自動車株式会社がバス事業を廃止する際に太子町によりクラウドファンディングを実施しました。その際のお礼品として設定した金剛バスのTシャツやトートバックのデザインをしていただいた経緯がございます。また、これまでもデザイナーの方は2年に1回、11月に西方院で開催される結縁祭にも作品を出展されるなど、町とつながりがございました。そのため、町とつながりのあるデザイナーの方で同じバスについてのデザインをしていただき、バスに対する町の思いを理解していただいている方をお願いするということで、より太子町らしさや親しみやすさを表現していただけると判断したこと、そして側面だけでなく、前面につながるのあるデザインとするためには、専門的な知識や技能を持った方が必要となることなどから今回のデザイナーの方にバスラッピングのデザインをお願いしたものでございます。

次に、本町からデザイナーの方に対する要望等でございますが、コミュニティバスのデザインに対するテーマや要望等については、太子町にふさわしいデザインということのみをお願いしております。一方でデザイナーの方から本町に対する要望は特にいただいておりますが、デザイン化に当たり、太子町をより詳しく取材した上でデザイン創作に取りかかりたいということで本町の職員が同行し、町内の各施設や寺社仏閣、御廟

等を廻り、取材をしていただいた上でデザイン化をしていただきました。その後、原案としてデザインが出来上がってきましたが、本町のマスコットキャラクターであるたいしくんを入れることで、より太子町らしさを表現してほしいという思いから、たいしくんを入れることについて本町から追加の要望をいたしました。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 中村議員。

○1番（中村直幸君） 続きまして、デザイン料の30万円の報奨の根拠についてお伺いをいたします。

デザイン料は通常の以下の要素を基に設定されます。作業の規模や期間、例えば複数案の作成、修正依頼の回数、他の自治体の類似プロジェクトとの比較、本町の政策、財政規模や方針も関連すると。30万円ありきでデザインを切り絵作家1人をお願いした経緯や、1人の作家に3種類のデザインをお願いした経緯もお尋ねいたします。

過去の実績や町とのつながりなどの評価、応募総数が少なかった、または特定のテーマに適した作家として選ばれた。3案の提出については、多様性を持たせたデザイン案から適切なものを選ぶ意図があったかどうか。ちなみに河南町はカナちゃんバスのデザインを当初1位が10万円、2位が5万円、3位が3万円、合計18万円という報償でスタートしました。結果として、2位が同点だったため、1位が10万円、2位が5万円、また2位も5万円、合計20万円の3人による公募でした。また、あの愛くるしいマスコットキャラクターたいしくんは、15年前ですが、私の質問から生まれました。そのときの報償費は1位が3万円、2位と3位が1万円でした。それに約1千人の関わりの中から生まれました。バスのラッピング費用について一般的なラッピングの費用は以下に基づくと考えられる。バスのサイズや塗装面、使用する素材、耐久性の高いもの、デザインをプリントする際の印刷技術の施工の難易度など、以上を踏まえてお答えをください。

○議長（森田忠彦君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） ご質問のデザイン料30万円についてでございますが、コミュニティバスのデザインを依頼するに当たり、どの程度が適正な料金か個人のデザイナーについては特に基準というものがございません。そのため、今回デザイン料はクラウドファンディングの収益で賄うことから、頂いた寄付金の収益内に収めて実施することを基準としてデザイン料を決定いたしました。当該デザイナーの方に依頼した経緯

につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、町とつながりのあるデザイナーで、より太子町らしさや親しみやすさを表現してしていただくとともに、町外から訪れる方に太子町の魅力をアピールしたデザインにしていきたいと思いますと考えてございます。そして側面だけでなく、前面につながるのデザインとするためには、専門的な知識や技能を持った方が必要となることから、今回のデザイナーにバスのラッピングデザインをお願いしたものでございます。また、3種類のデザインをお願いした経緯につきましては、色合いやデザインの個々の配置によって見え方や印象も異なってくるため、最終的には住民の皆様にもいろいろな種類から選んでいただき、決定するほうがより愛着を持ってバスに乗車していただけると考え、3種類のデザインを作成していただき、住民の皆様の投票結果によって現在のデザインに決定しております。なお、3種類のデザインから投票いただくことなど、進め方につきましては太子町地域公共交通会議委員並びに太子町議会議員の皆様にお知らせしていただいているところでございます。

最後に、バスの塗装やラッピングの費用についてのご質問でございますが、バスの下地の色につきましては、車両の標準装備のため、塗装自体の内訳がなく詳細な金額は算出できていませんが、ラッピング自体の費用につきましては1台当たり約60万円となっております。

○議長（森田忠彦君） 中村議員。

○1番（中村直幸君） 太子町コミュニティバス、たいしのってこバスのデザインと運営について、太子町のコミュニティバス、たいしのってこバスは、町民の日常生活の移動手段であると同時に、町民の魅力を内外に発信する重要な存在であります。今回のデザインに関するプロセスの内容を総括し、以下の点について考察いたします。

デザインのプロセスの透明性と多様性の必要性。デザイン案の3点のみから選ばれた点について、町民の意見を反映する機会が限られた可能性が高いです。特に町の顔となるデザインである以上、以下の点を改善する余地があると考えております。

多様な広報案の提出、より多くの応募者からデザイン案を集めることで多様な視点から現在、反映される可能性が高まります。自治体の事例、河南町のカナちゃんバスなどでは複数による公募式が採用されており、報償費も分割される形で多くの参加者を促しています。選考プロセスの透明性、デザインの選考基準のプロセスについて町民に対する説明が不十分であったが課題です。外部審査の委員や専門家の関与、町民アンケートの活用などを取り入れることで、より納得感のある選考が行われるでしょう。デザイン

の内容について、デザイン性の一致、バスのラッピングに描かれている内容について町の歴史や文化との関連性の薄い部分が見受けられるとの指摘があります。これは以下のような考慮すべき問題です。

町の歴史や文化の反映、太子町は聖徳太子ゆかりの地であります。歴史的な価値が高い地域であり、このような背景をデザインに十分に反映させることで町の独自性をPRする効果が期待できます。親しみやすい観光行政のバランス、観光客の町の特徴を伝えるだけでなく、町民が日常に目にするものとして親しみやすいデザインであることが重要であります。町の象徴的な風景や事業、地元の産物などを取り入れることを町民の愛着が深まるのではないのでしょうか。デザイン費用として、ラッピング費用の妥当性、デザイン料30万円については、町の財政規模や作業内容について基づいた適切な設定された可能性はあるとは思いますが、30万円については適切に設定された可能性があります。以下の点について更に検討する必要があります。

他自治体との比較、他自治体の報償費が複数の提出や公募式による金額が控えるケースが多くあります。今回のように1名のデザイナーに3案を依頼する形式や適切な選択であった再評価にする必要はありません。ラッピング費用の詳細、ラッピング費用についてはバスのデザインや主要素材、印刷技術に基づく適正な見積りも、あれが重要です。この費用も町民に公開し、費用対効果についての説明をすることが求められます。今後の改善案、以下のような改善を提案します。

公募型の方式を導入していただくこと、デザイン案を広く公募し、町民や専門家が参加できる選択プロセスを確立する、報償費を分割して多くの応募者に集めることを工夫すること、町の特徴を活かしたテーマ設定、町の歴史、文化、自然、産業などをテーマにしたデザイン案を募集することでまちの魅力をよりの確に反映する。町民参加の選考プロセスで在外に対する町民投票のワークショップを実施し、町民の意見を直接反映する仕組みが取り入れられること。透明性の確保、デザイン料やラッピング費用の内容を町民に公開し、予算の妥当性について説明責任を果たす。

最後に、太子町のコミュニティバスは町民の皆様を支える重要なインフラであり、町の魅力を発信する象徴であります。今回のデザインについて、町の歴史や文化や関連性、選考プロセスで透明性、多様性、意見の反映など幾つか改善点が浮き彫りになっておりました。今後は町民から、より主体的な参加でできる仕組みを構築し、町の魅力を最大限に活かしたデザインとすることをお願いして私の質問を終わります。

○議長（森田忠彦君） これにて、中村議員の質問を終わります。

次に、5 番目、西田議員の質問を許します。

西田議員。

〔5 番 西田いく子君 登壇〕

○5 番（西田いく子君） 通告に基づきまして、1 問目、マイナ保険証が大きな問題になっています。そこで、従来の保険証存続を求めて質問いたします。

政府が必死になって主張してきたマイナ保険証のメリットは既に破綻しています。本人の同意があれば他院で処方された薬など情報共有できる、手続きなしで高額療養費制度の減免が受けられる、こういったことがあると言いますけれども、情報共有はお薬手帳があれば十分ですし、オンライン資格確認設備がある医療機関では、マイナ保険証でなくても高額療養費制度は手続きなしで受けられます。特定健診の情報が医療機関に共有されると言いますが、かかりつけ医ならカルテで必要な情報は得ることができますし、救急搬送された場合には、マイナ保険証があっても改めて検査、診断する必要に迫られます。重複投薬が避けられると言いますが、マイナ保険証だと新しい処方履歴が送られてくるまで1 か月程度かかります。また、能登半島停電でマイナ保険証は全く役に立たず、使われたのは紙の保険証です。医療現場で働く人の負担を軽減できると言いますが、トラブルや不具合の対応に時間を割かれ、医療現場は大変な負担が増えています。あまりのトラブル続きに医療現場からは現場で感じるメリットはない、厳しい声が上がっています。メリットがない、これがマイナ保険証の現実です。政府がマイナンバーカードを普及させるためにキャンペーンを行ったこともあって、マイナンバーカードを取得した国民が増えました。しかし、マイナ保険証の利用率は10月時点で全国で15.67%、大阪府は全国38位で14.39%にとどまっていました。それでも政府はこれまで黙っていても保険証が届いて何ら不便も問題もなかったのに、12月2日、マイナンバーカードと健康保険証が一体化したマイナ保険証の利用を推進するため保険証の新規発行を停止いたしました。健康保険証の新規発行停止にマイナ保険証の押しつけ反対、12月2日以降も保険証を残せ、怒りの声が上がっています。

そこでお尋ねいたします。現在、太子町でのマイナンバーカード取得者数、率、マイナ保険証取得者数、率、マイナ保険証利用者数、率、分かっていたら教えてください。どうなっているのでしょうか。

また、12月2日から紙の健康保険証の新規発行は停止されましたが、これまでの保

険証はそのまま使えます。ところが、そのことを知らずに、これまでの保険証が使えない、マイナ保険証がないと医療機関を受診できなくなるなど間違った解釈での不安が広がっています。そもそもマイナンバーカードを作るかどうかは任意です。更に、マイナカードを保険証として登録するのも、マイナ保険証を使うかも任意です。任意の制度を普及するために保険証を廃止することは全く道理がありません。改めて従来の保険証が使えることや、マイナ保険証は任意であることの周知徹底をお願いしたいと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

政府が振りまいてきたメリットは破綻しています。マイナ保険証の利用を強要することを中止してほしいという声が医療現場や利用者から上がる中で、マイナ保険証の利用をやめる登録解除が10月28日から可能になりました。厚生労働省が10月9日付で都道府県や健康保険組合などにマイナ保険証の利用登録解除の運用について事務連絡で通知いたしました。解除申請は加入する健保が窓口になっています。太子町でもマイナ保険証利用登録解除受付の案内は実施しているのでしょうか。していなければ、ぜひ案内をしてください。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（森田忠彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（木村厚江君） 従来の保険証存続について、私のほうからご答弁申し上げます。

ご質問にありました、本町におけるマイナンバーカードの現状ですが、令和6年11月末時点のマイナンバーカードの保有枚数は1万30枚、率にしますと78.3%となります。そのうち国民健康保険の被保険者でマイナンバーカードを被保険者証として利用登録されている方は令和6年10月末時点となりますが1千650人、率にしますと68.1%となります。また、令和6年10月中の外来のマイナ保険証の利用件数は805件、率にしますと23.2%と、全国平均を上回る利用率となっております。

次に、従来の被保険者証についてでございますが、今月の2日から新たに被保険者証が発行されなくなり、資格確認書に移行されましたが、年次更新時に発行した従来の国民健康保険の被保険者証は令和7年10月末、また後期高齢者医療の被保険者証は令和7年7月末まで経過措置として有効期限内は利用が可能となっており、今後も引き続き本町の広報やホームページなどで周知を図ってまいります。なお、後期高齢者医療については、マイナ保険証の利用状況の有無にかかわらず令和7年7月末までは新規発行や

再発行の方々に對して資格確認書を発行することとなっており、現在のところ、住民の方々から窓口や電話において特段大きなトラブルは聞いておりません。

続いて、マイナ保険証は任意であることの周知徹底についてでございますが、令和6年9月議会の一般質問の答弁においてもお答えしたとおり、法改正ではマイナンバーカードと健康保険証の一体化は原則、義務化するとされていますが、本町といたしましてはあくまでも原則であり、強制されるものではないとの認識であります。

最後に、マイナ保険証利用登録解除の受付の案内についてでございますが、本町のホームページに現在掲載させていただいており、手続きは窓口だけでなく郵送による受け付けも行っておりますので、引き続き制度の周知を図ってまいります。

○議長（森田忠彦君） 西田議員。

○5番（西田いく子君） 広報やホームページで周知しているということですが、中々太子町のホームページ、開くことも簡単にできる人ばかりではありませんし、開いたところで、私もちょっと探したんです。トップページにあるわけではないので、そう簡単に見つけることはできません。広報たいしに掲載もして下さっていましたが、そのお知らせを見て、マイナ保険証利用登録解除、この申請をされた方はいらっしゃったのでしょうか。もしいらっしゃったとしたら、この解除した理由は何だったのでしょうか。もし、いらっしゃって、理由も分かりましたら、これの答弁をお願いいたします。

マイナンバーカードを巡っては、別人の情報が登録されたり、カードが認証されず医療費10割負担になったり、また任意であるにもかかわらず、マイナ保険証でないと薬を出せないなどと薬局で違法なトークでマイナ保険証利用を強要されたりなど、トラブルが多発しています。全国保険医団体連合会が10月発表したアンケートでは、今年5月以降、約7割の医療機関でマイナ保険証、オンライン資格確認に関するトラブルが発生しています。その対応では、持ち合わせていた保険証で資格確認したが8割に上ります。意思表示ができない重度障がい者の方や認知症の高齢者の方なども、そもそも申請できない人がいます。頼れる家族がいなければ、成年後見人を利用することが考えられますけれど、ただではありませんから、余分な出費ともなります。要介護高齢者と重い障がいを持っている方々のことなど、最初から全く考えていない制度設計になっています。また、施設を運営している人からは、マイナ保険証の取得が困難な高齢者施設に入所している人や病院に長期入院している人に資格確認書を郵送するのに莫大な費用がか

かるとの指摘もあります。挙げれば切りがないほど様々な問題が次々と起こっており、デメリットだらけです。太子町の窓口にも住民の方から不安の声は届いていないのでしょうか。何度も確認しますし、私も言っていますし、答弁でも、今もカード取得は任意だとおっしゃっていただきましたけれども、保険証を廃止すれば、事実上の義務化になるのではと危惧されています。カード情報が流出した際、政府運営のオンラインサービス、マイナポータルでは、履歴が分かるだけで救済措置がなく、不正により調べ方は変わる、一概に答えるのは困難だと、デジタル庁が情報流出を探知できない可能性を認めています。信用できないではありませんか。また、今年1月から11月の11か月間で約3千145万件もの膨大な個人情報が漏えいしていることが分かったとの記事がありました。最大の漏えいは、NTT西日本が1月26日に発表した928万件、子会社の元社員が約10年にわたり顧客情報を不正に持ち出し、第三者に売却していました。日本郵便は、ゆうちょ銀行の155万人分の顧客情報を本人同意を得ないまま保険の勧誘などに不正流用していました。氷山の一角でしかなく、一度流出した個人情報はどう使われるか分かりません。太子町の住民の個人情報、病歴など人に知られたくない医療に関わる情報が流出した場合、国は責任を取りません。太子町として責任が取れるのでしょうか。情報が一元化されることへの不安はないのでしょうか。様々な不安、制度設計としても信用できないマイナ保険証を推進していいのでしょうか。どう考えても、従来の紙の扱いのほうが優れていると思うのですが、いかがお考えでしょうか。建前とはいえ、任意であり、一度マイナ保険証を作った人であっても登録解除ができると厚労省が通知文まで出しています。マイナ保険証を持っていなくても大丈夫ですよということを防災無線を使うとか、毎回広報たいしで知らせるとか、もっと積極的に知らせてはいかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（森田忠彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（木村厚江君） ご質問の本町におけるマイナ保険証利用登録解除の受け付け件数は、令和6年11月末現在、国民健康保険のみ1件となっております。また、申請理由についてでございますが、国の指定様式には解除を希望する理由の記載欄があるものの、マイナ保険証が任意であることから、本町においては解除理由の記載自体は任意としており、現在受け付けしている申請書については理由の記載欄は空欄となっております。申請理由については承知しておりません。

次に、住民の方々からの不安の声は届いてないかについてでございますが、今月の2

日以降、被保険者証の新規発行や再発行ができなくなることから、以前から、少なからず窓口や電話にてお問合せをいただいているところがございます。各々被保険者の事情によりマイナンバーカードを取得できない方やマイナンバーカードの健康保険利用を希望されない方については資格確認書を交付させていただくこととなっており、これらの方々もこれまでどおり、医療機関等で保険診療を受けることができるものでございます。本町といたしましても、今後も引き続きマイナ保険証の利用登録解除だけでなく、マイナ保険証全般について情報発信に努め、マイナンバーカードを健康保険証として利用する、また利用しないにかかわらず、住民の方々が安心して医療機関等で保険診療を受けることができるよう、周知や対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（森田忠彦君） 西田議員。

○5番（西田いく子君） 安心して医療、診療を受けることができるよう、そうあるべきだと思います。私たち日本共産党もデジタル化自体を否定しているわけではありません。なぜひもづけする必要があるのか、情報漏えいもありますので、今の政府が信用できるのか、ここが不安なので立ち止まるよう言っているだけです。この円滑に進められないのは国民のせいでも、役場のせいでも、医療現場のせいでもなく政府の責任です。毎日新聞が12月14日、15日両日に実施した全国世論調査では、マイナンバーカードに健康保険証機能を持たせたマイナ保険証への移行に不安を感じるか、こう尋ねたところ、「不安を感じる」が52%で、「不安は感じない」を上回っています。ですので、役場で解除をした方は1名とおっしゃいましたけれども、不安を感じている方がいらっしゃるということで、もう少し広報に積極的に力を入れていただきたいと思います。

マイナンバーカード、このひもづけの誤りは最も深刻な問題となっています。マイナンバーカードに被保険者の保険情報をひもづける作業には、住所情報の紹介、ひもづけで多数が不一致となり、個人が特定されず誤登録が避けられないといった構造的な欠陥があります。政府の総点検でも誤登録は解消されていません。マイナンバー制度で政府は国民一人ひとりに番号をつけ、多分野の個人情報をもひもづけして利用できるようにすること自体、プライバシー権の侵害の危険を持つ重大な問題です。様々なトラブルを経験し、報道で知り、国民が、不安が払拭できないのは当然ではないでしょうか。石破首相が自民党総裁選前の9月にこのマイナ保険証を納得しない人多ければ、マイナ保険証との従来の保険証の併用も選択肢として当然だとおっしゃっておられました。また、NHKのアンケートでは、衆議院議員465人中256人、55%が従来の保険証を廃

止はすべきではない、廃止を延期すべきだと回答しています。マイナンバーカードそのものを否定しておられない議員であっても、従来の保険証を廃止することには否定的だということです。マイナ保険証を使用した際のトラブルに対応するため、医療機関受診の際、マイナ保険証に加えて各保険者が発行する資格情報のお知らせを携帯するよう、持っていくように厚労省が推奨しています。そんな面倒なことをするくらいなら、保険証、紙の保険証をそのまま存続すればいいのではないのでしょうか。なぜ政府はここまで固執するのでしょうか。そのことをよく考えていただきたいと思います。それは、私たち国民の所得、資産、税、保険料負担、社会保障給付を一体的に把握し、徴税強化と給付削減を狙っているからです。国民の医療情報を利活用してビッグビジネスを生み出し、財界、大企業の大もうけのネタにしようとしているからです。国民のためではありません。保険証を廃止することは保険者の負担を増大させます。資格確認書、資格情報のお知らせを送送する作業はマイナ保険証を持っていない人を日常的に把握するなど、手間がかかります。速やかに配布しないと保険資格の確認ができず、窓口で10割負担を強いられる事態が生じます。これを防ぐのは役場、保険者の責務です。ですが、大変な作業になります。更に重大なのは、現行の保険証は期限が来れば新しい保険証が送られてくるのに対し、マイナ保険証は5年ごとに役所に行って自分で更新しなければならないことです。更新を忘れると、窓口で10割負担を求められかねません。資格確認書も法律では希望者が申請することとなっており、当面の間、申請なしで送られてきますが、その後は決まっていません。現行の公的医療保険制度の下では保険証を発行、交付する責任は国、保険者にあります。それを揺るがすことは許されることではありません。保険証廃止を撤回し、保険証を残すことを求めて、このマイナ保険証についての質問は終わります。

続きまして、2問目、地域公共交通の改善をについて質問いたします。

限られた時間の中で住民の声を置き去りに、富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会が立ち上げられ、金剛バス廃止後のバスの運行が始まりました。次にまた限られた時間の中で、住民さんの声が十分に反映されることがなく、太子町地域公共交通計画が策定されました。では、住民さんが乗りやすい、喜んでもらえる公共交通にするため、いつじつくりと住民さんの声を聞くのでしょうか。太子町地域公共交通計画が策定された今、急ぐことを理由にはできなくなりました。住民の暮らしやまちづくりの土台となる持続可能な地域公共交通の実現が将来像だと、この計画には

書いてありますから、実現していこうと思えば、住民さんの声を丁寧に集めて活かしていくことが今後重要になってくるのではないのでしょうか。具体化のためにはこの計画の第8章、目標を達成するため施策に書かれていること、バス停の移設、新設、老朽化が進んだバス停の屋根やベンチの標柱等の修繕、スマートフォンを用いたキャッシュレス決済、地域公共交通サポーター制度の導入、河内長野市では市内の路線バス、コミュニティバスが1日乗り放題になるチケットを発行している。商業施設周辺でのよりよい利用しやすいバス停の設置、運転免許証自主返納者の公共交通利用に関する補助、これを例として吟味することになるかと思うんですが、これをいつ実施するのでしょうか。住民の声を反映した公共交通を実現するためには何をすべきかを考えることが今後の課題になると思っているのですけれども、その考えで合っているのでしょうか。

第4回太子町地域公共交通会議で出されました各種調査結果を踏まえた改善の方向性について、委員の方々から積極的な意見が出ていました。この会議で出た意見を幾つかでも紹介してください。特に運行本数の増便、駅へのアクセス強化、ダイヤが合わない、運行時間の拡大を求める主な意見に対しての改善の方向性に、運行本数の実質的な増便は新たに車両や運転手の確保が必要となるため、困難であると書かれていることに対して私も意見を言いましたが、この一文に対する委員さんの意見が多かったように思います。会議の意見を聞く前に困難だと結論づけたのはどうしてでしょうか。困難かどうか、一緒に考えていくのがこの会議ではないのでしょうか。答弁をお願いいたします。

また、11月1日から令和7年3月31日まで使用できる施設等利用券が全世帯、全住民に配布されています。中々使い勝手が悪いとの声をいただいているのですけれども、公共施設、公共交通、バスにも使える利用券を全住民に配った狙いはどこにあるのでしょうか。バスの乗車に使いやすいかと思えますけれども、ではこの利用券によって乗客数は増えたのでしょうか。

金剛バス終了後の公共交通が以前に比べて不便になったとの声が上がっています。以前と比べて不便だと感じているのは、200円という高い料金なののでしょうか、それとも減った便数なののでしょうか。また、実施しだして日が浅いですが、利用券が使えるようになって乗客数が増えたのでしょうか。利用券が使われる前と後とで違いを感じているのでしょうか、お答えください。

また、不便だと、利便性を求める中で両替機が欲しいという声や、交通系ICカード

の設置をとという声がありますけれど、導入予定はないのでしょうか。また、導入するとすれば費用は幾らかかるか試算しているのでしょうか。分かるのであれば、その試算額を教えてください。

最後に、どの施策もそうですけれども、住民の声を聞かずに計画を進めても、住民さんに喜んでではもらえません。住民の暮らしやまちづくりの土台と位置づけた公共交通について、第6次総合計画についてのタウンミーティングで住民さんを集めて意見を聞く場を設けていましたけれど、同じように公共交通についても、今後住民さんの意見を聞く場を設ける考えはないのでしょうか、答弁をお願いいたします。

○議長（森田忠彦君） 地域活性化推進担当部長。

○地域活性化推進担当部長（堀内孝茂君） それでは、私のほうから地域公共交通改善についてご答弁申し上げます。

ご質問いただきました今後の課題は議員のご指摘のとおり、第8章の目標達成するための施策の具体化であると考えております。第4回太子町地域公共交通会議において運行本数の増便や運行時間の拡大という意見に対する改善の方向性を、運行本数の実質的な増便は新たに車両や運転手の確保が必要となるため困難ですとしておりましたが、こちらにつきましては、現時点において短期的、中期的に改善することが困難であるという意味の表現となります。昨年に金剛自動車株式会社の路線バス事業が廃止され、喜志駅へつなぐ近鉄バスによる喜志循環線、阪南線の運行と上ノ太子駅や町立総合福祉センターへつなぐコミュニティバス2台による各路線の運行により町の公共交通を再編しました。これは運転手不足等様々な課題がある中、当時限られた時間の中で調整した最大限の対応策であり、引き続き最良の策を検討していく必要があると考えています。そのため、その後に記載しておりますが、しかし移動需要に合わせたダイヤの見直しやルート設定の工夫により、駅へのアクセス本数を強化することができる可能性があるため、ルート設定やダイヤの見直しの検討という文言とし、駅へのアクセス強化を図ろうと考えている次第です。

そして、10月下旬に配布しました施設等利用券の狙いにつきましては、事業趣旨としては、全世帯に利用券を配布し、普段から公共施設や公共交通を利用している方については、間接的に物価高騰による負担を軽減することを目的としております。一方で、公共施設や公共交通を利用されていない方に対しては、今回の施設等利用券をきっかけとして利用していただくなど、利用促進の狙いも持ちながら事業を実施しております。

また、乗客数が増えたのかなどの効果検証については、施設利用券の有効期限が来年の3月末までとなっておりますので、今後利用状況のデータを取りながら検証していきたいと考えております。

次に、両替機や交通系ＩＣカードによる運賃支払いの導入費用は概算にはなりますが、約１千万円程度、１千万円弱程度と考えております。交通系ＩＣカードによる運賃の支払いについては、太子町地域公共交通会議の改善の方向性の中に盛り込んでおり、導入について引き続き検討を行っております。

最後に、住民の皆様の意見については、これまでもコミュニティバス利用者アンケートや４市町村の地域公共交通計画策定に向けたアンケート、そしてワークショップ、また太子町第６次総合計画策定に向けたアンケートなどにおいてお聞きしているところであり、今後も必要に応じてコミュニティバスの利用者アンケートなど実施していきたいと考えております。

○議長（森田忠彦君） 西田議員。

○５番（西田いく子君） 困難と言ったけれども、短期、中長期的に難しいということだとおっしゃいました。でも、駅へのアクセス強化はしようと思っていると、ダイヤも考えていこうと思っているとおっしゃいました。これに新たな車両や運転手の確保なく取り組むとなると、あとルート変更によって更に昼間の運行が減らないのかなとか心配なのですけれども、ですから、やっぱり車両を投入しなければ、これが解決できなければ、運転手を投入しなければ、解決できなければ、困難とは言わずにやはりそこに短期であろうが取り組んでいくべきではないかと思います。また、利用券ですけれども、それは１か月そこらでは中々分からないかと思いますが、これで利用促進にもつながればいいかなというのであれば、この券を使って、利用券使ってこういう乗り方ができますよとかいうもう少し広報を入れていただいて、バスに乗ってみて、乗りやすくなってこれからも乗ろうと思う住民さんを増やす手だてとして利用してはいかがかと思いますので、よろしくお願いいたします。

特に、やっぱりお金が問題だと思うんです。料金を取ることにしたので、福祉センターバスのときは無料でしたから、バス停が交差点のすぐ近くにあっても、別に警察から注意を受けることもなかったわけですが、料金を取るから、自家用有償旅客運送事業、これを行っていることになっていきますけれども、無料で走らせれば、だからもっと楽ではないかなと思うのです。でも、無料で走らせる予定はないようですし、乗っ

ている住民さんも、やっぱりワンコインぐらいだったらとおっしゃいますので、必ずしも無料にしろとは申しませんが、せめてお隣の河南町のように、ワンコイン、100円バスにはできないものではないでしょうか。

以前にも出しましたが、栃木県の小山市が運行する小山市コミュニティバス、これは通常運賃より最大8割引、2万8千円の1年間のおーバス全線乗り放題定期、これを発行しています。ただではありませんけれども、定期券で割引いています。東京都のシルバーパスの費用負担額は、現在住民税非課税の人と所得135万円以下の人は年間1千円、それ以外の人は年間2万510円とのことです。太子町外から観光などでときどき来る方には定期では恩恵はありませんけれども、住民の方、多くの方がこの割引率のいい定期券を利用すれば、運転手さんに提示するだけで済みますから、小銭を用意する必要もありませんし、1千万円もかけての両替機やICカード、そんなに必死になって作らなくてもいけるのではないかなと思います。また、定期を持ったら使わなくては損だと思ってもらい、この方が増えれば、特に高齢者で増えることがありましたら、高齢者のお出かけ支援にもつながり、健康増進にも役立つのではないかと考えます。この料金の問題、どうお考えでしょうか。考えがありましたらお聞かせください。

住民さんの声を聞かずに進めていること、このことが問題であると思うんですけれども、特に自動運転バス、このことが問題だと思っています。私もいろいろ住民さんに公共交通についてのご意見、ご要望を伺っていますけれども、自動運転バスを走らせてほしい、この声を私は、私はですよ、聞いたことがありません。この間、広報たいしにも載っていましたが、詳細は今後どうなるかは分かりません。公共交通会議でも自動運転バスについての資料が出ていて、委員さんの中から説明してほしいということで、府の委員さんに説明を求めましたが、おっしゃったのは、この地域になじむのか、ここから始めたいという話でしたし、レベル4は難しいという話もありました。

大阪府が進めようとしている自動運転バス実証運行のルートは果たして太子町の住民さんが望むルートなのではないでしょうか。初期の実証運行に対して費用は府が責任を持つようではありますが、実証運行後、実際の運行費用を4市町村協議会や太子町に委ねられるようなことはないのでしょうか。お願いもしていない自動運転バスを走らせることによって、また更に費用がかかるというのでは必要ないかと思うんです。この自動運転バスについての説明をお願いいたします。

公共交通バス事業に対して国からの支援策に地域公共交通確保維持改善事業等、また

地域公共交通再構築事業などの補助金、また特別交付税があると思いますけれど、国から太子町のこのバス事業に対して入ってくる補助などの金額は幾らあるんでしょうか。また、大阪府は一切公共交通に対しての補助などがないように私は思っているんですけども、これだけ府内でも民間バスの運営が大変な中、次年度に向けて府として府民のために何か施策を考えておられるのでしょうか。府からバス事業に対して、今、太子町に入ってきているお金があるならお答えください。

以上答弁を求めます。

○議長（森田忠彦君） 地域活性化推進担当部長。

○地域活性化推進担当部長（堀内孝茂君） それでは、他市の事例につきましては、年間パスの導入や企画乗車券、そのほか利用促進に資する施策などについて導入されている事例があることは承知しておりますので、今後も参考にしながら引き続き検討していきたいと考えております。一方、新モビリティにつきましては、大阪府において大阪関西万博で運行される自動運転バスを万博閉幕後に南河内で活用する取組が進められております。先日には実証実験運行ルートが公表され、上ノ太子駅から太子町役場を通り、河南町の近つ飛鳥博物館を終点とする（仮称）北部ルートにおいて、令和8年度から令和10年度の3年間にかけて乗客乗車の実証実験を行うことになっていると聞いております。また、公共交通に対する国からの補助金に関しましては、現在認定されております地域公共交通確保維持事業における地域幹線系統確保維持費国庫補助金及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金があります。内容としましては、運行欠損額、いわゆる運行経費の赤字額に対して2分の1もしくは2分の1以内の補助となっておりますが、予算補助の性質もあることから上限設定される可能性があるため、一概に満額交付ということではありません。その他にも運行経費等につきましては、国より特別交付税で措置されております。

一方、大阪府におきましても運行に対する補助ではありませんが、大阪府市町村振興補助金が交付されております。加えて、先ほど申し上げました大阪関西万博閉幕後に南河内で活用される取組が進められている自動運転バスの実証実験につきましても、大阪府による支援の一環であると考えております。

○議長（森田忠彦君） 西田議員。

○5番（西田いく子君） 特別交付税とか金額を出すのは難しいと思いますけれども、それは計算式の中でその数字が出ていると思いますので、今、幾らかかったかという金額

は教えていただけませんでしたけれども、やはりどこかで出していただきますようお願いいたします。

地域公共交通が目指す将来像、住民の暮らしやまちづくりの土台となる持続可能な地域公共交通の実現、住民の暮らしの土台となる、まちづくりの土台となる、このことに大いに賛同いたします。持続可能な地域公共交通という考え方に収支率が含まれることになると、バスの料金の値上げにつながらないか危惧するところではありますが、将来にわたって運行していくんだということでもあると思いますので、持続可能な公共交通であることを望みます。のってこバスは決まった路線を決まった時刻で走るバスです。たとえ乗客が1人も乗っていないで0人でも走るのであれば、もったいない話です。走らせているからには、1人でも多くの住民に利用してもらうほうが走らせがいがあるのではないのでしょうか。乗ろうと思うかどうか料金が安いならば、利用しやすい料金にすべきです。ルートや便数は利用している住民、利用したいと思っているけれども、今なら不便なので利用できないと思っている住民さんの意見をしっかり聞けば正しい答えが出ると思いますし、利用者も増えると思います。

利用促進策と言うのなら、様々な手を打ってはいかがでしょう。選挙時に利用することを考えてはいかがでしょう。選挙に来たら、投票用紙を持ってきたら、地域振興券でしたっけ、渡した自治体もあったかのように思います。そんな感じで選挙の投票所を元に戻してほしいとか、増やしてほしいとか、また葉室のような工夫をしてほしいなどの声が今もなお届いています。だったら、選挙のときに投票券を見せれば、このバスに無料で乗ることができるようにして期日前投票を促すとか、こういうふうにご利用とはいかがでしょう。また、住民健診に来る住民さんが利用するときには無料にするなど、バスに親しむ機会をつくることで利用促進につなげることを検討できないか、お願いしておきます。

道の駅を拡張するかのような話も聞こえてきましたが、道の駅に行くバスを増やせば、車で訪れる方だけでなく公共交通手段を持たない住民さんが行くことが可能にもなります。総合体育館は遠くて車がなければ行けません。総合体育館までバスを走らせて、特に平日の昼間の利用は少ないと思うのですが、その時間帯に高齢者の方の体操教室を開くなども考えられるんじゃないでしょうか。また、二上山は観光の拠点でもあります。この二上山に行くバスがありません。観光資源だと言うのなら、二上山に行くバスルートをつくってもいいんじゃないでしょうか。それぞれのルートを考えるとき、

のってこバスがいいのか、たいしくんのワゴン車サイズでいいのか、車両の工夫も考えられます。

移動することは権利です。住民の皆さんが乗りたい、こう思える公共交通を住民の皆さんの声を聞き一緒につくり上げていくことを求めまして、私の質問を終わります。

○議長（森田忠彦君） これにて、西田議員の質問を終わります。ここで暫時休憩いたします。再開は1時、よろしくお願いいたします。

（午前 11 時 57 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

○議長（森田忠彦君） それでは、再開いたします。

次に、6 番目、松井議員の質問を許します。

松井議員。

〔6 番 松井謙昌君 登壇〕

○6 番（松井謙昌君） それでは、議席番号6 番の、たいしにぎわう会の松井です。私のほうからは、非常勤職員のことについて質問させていただきます。

昨今、生産年齢人口の減少や有効求人倍率の上昇などを背景に人材確保が困難な状況が見受けられます。令和6 年の人事院勧告や大阪府人事院勧告においても、民間給与の状況を反映して公民格差や人材獲得競争の観点を踏まえ、約30 年ぶりとなる1 万円を超える勧告がなされています。

一方、本町においては近年非常勤職員の募集、採用が積極的に行われているように思います。この背景には、行政ニーズの多様化や変化への職員対応の状況を見極めたり、正規職員なら定年までの四十数年間の雇用確保の必要性、資格や免許を必要とする専門職員の確保難、財政状況など様々な要因があろうかと考えます。ある労働団体の調べでは、大阪府下の自治体の中には正規職員と非常勤職員が半々に近いところ、場合によってはそれを超えているようなところもあるようです。

そこで、まず本町における非常勤職員の数について、今年度、3 年前、5 年前はどうであったのか、その推移を正規職員の数と比較しながらお答えいただきたいと思います。また、雇用期間は原則会計年度、つまり1 年間が多いと思いますが、せっかく仕事を覚えられた非常勤職員の方が1 年で職を離れられるのはもったいないので、勤務優秀なことなどを条件に更新を認めておられるのか、また何年まで更新を認められているのか、

その点についてお答えをお願いいたします。

○議長（森田忠彦君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 太子町の非常勤職員の採用、雇用について私のほうからご答弁申し上げます。

会計年度任用職員は、地方公務員法の改正に伴って新設された非常勤職員の制度で、令和2年度から導入され、従来の非常勤職員、臨時職員、パート職員が会計年度任用職員へと移行されました。本町における近年の正職員及び現在の社会保障加入要件を満たす会計年度任用職員の雇用実績につきましては、会計年度任用職員制度導入前となる5年前、令和元年7月1日現在で職員数183人中、正規職員は113人で61.7%、非正規職員は70人で38.3%、会計年度任用職員制度導入後となる3年前、令和3年7月1日現在では、職員数215人中正規職員は119人で55.3%、会計年度任用職員は96人で44.7%、今年度の令和6年7月1日現在、職員数222人中正規職員は116人で52.3%、会計年度任用職員は106人で47.7%と、会計年度任用職員の人数及び全体に占める割合が増加傾向となっており、これらの主な要因としては、近年本格的な人口減少、少子高齢化を迎える中で新型コロナウイルスの対応等、複雑化、多様化する住民ニーズに対応することが求められる地方自治体において、行政が担う業務についても複雑になり、増加してまいりました。一方で限られた予算内で多様な住民ニーズに応え、効果的かつ効率的な行政サービスを安定的に提供するために、柔軟性や専門性を持つ短期的な人材として会計年度任用職員の雇用が増加してまいりました。

本町における会計年度任用職員の基本的な任期は4月1日から翌年の3月31日までの1年間となっており、所属長が評価する勤務成績や本人の希望に応じて最大2回、計3年間までの更新を行っております。また、3年間の更新期間が終了した後も再度採用試験を受験することは可能となっております。

以上です。

○議長（森田忠彦君） 松井議員。

○6番（松井謙昌君） ありがとうございました。先ほどおっしゃいましたように、社会保障加入要件を満たす会計年度任用職員という表現が正確なんですけど、私は引き続き質問の中では非常勤職員ということで用いさせていただきます。

非常勤職員には、算定月数などとは違いますが、正規職員と同じように期末手

当というものが支給されたり、休暇制度も含めまして処遇面も徐々に改善されてきています。しかし、給料は月額あるいは時間単価を月額換算しても正規職員には及びませんし、昇給することもあります。もちろん、正規職員は採用時には年齢制限があったり、人物重視とどういうものの、非常勤職員とは異なる面接回数などの採用試験に合格することが必要ですが、非常勤職員はエントリーシートによる書類審査と概ね15分程度の面接により合否が決定されるなど、正規職員と比べて簡便と言えるかと思います。しかしながら、非常勤職員は業務の上では補助的な業務だけではなく、職種や配属部署によっては正規職員に近い業務をこなさなくてはならないものもあろうかと思います。守秘義務なんかも正規職員と変わりはありません。これからの生産年齢人口の減少、行政ニーズの変化、経済情勢の変化による民間企業、あるいは自治体間の人材獲得競争が激しくなる中、難しい対応が求められますが、個人情報の適切な管理体制などを維持していくためにも、職場の業務環境、業務内容にもよりますが、正規職員と非常勤職員をバランスよく配置し、私は非常勤職員が全体の概ね半数以下が望ましいように思いますが、双方にとって働きやすい職場環境をつくっていくことが何より重要と考えます。

そこで、今後概ね5年間の正規職員と非常勤職員の配置の考え方をお聞かせください。更に、近隣自治体では非常勤職員に期末手当のほか勤勉手当も支給しているところがあると聞き及んでおります。人事院の非常勤職員の給与に関する指針には、非常勤職員に対する期末手当及び勤勉手当に相当する給与の支給に努める旨や、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じた取扱いに努める旨がうたわれていることを踏まえての対応ではないかと考えられます。本町では非常勤職員に勤勉手当は支給されておりましたが、昨今の経済情勢の下では、民間企業との、あるいは他の自治体との人材獲得競争において不利な状況になっているのではないのでしょうか。そこで、本町においても人材獲得競争において遅れを取らないためにも勤勉手当の支給も検討されてはいかがでしょうか。なお、そのためには正規職員に適用されている人事評価制度があるように、非常勤職員に適用される人事評価制度の導入も併せて検討されてはいかがでしょうか。併せてご見解をお聞かせ願います。

○議長（森田忠彦君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 今後概ね5年間の正規職員と非常勤職員の配置の考え方についてご答弁申し上げます。

地方自治体における会計年度任用職員の雇用は短期的な業務量の変動に対応できるた

め、一時的に業務が増加したときなど、福祉、子育て支援、防災、地域振興、ＩＣＴの活用等の多様化する住民ニーズに対応するため、今後も引き続き重要な役割を果たし続けると考えております。地方自治体における正規職員と会計年度職員の雇用状況は、自治体の持続可能な運営と住民サービスの向上を両立させるため、正規職員が自治体の基本機能を支えつつ、会計年度任用職員が補完的な役割を果たす構造が理想的で、それぞれの役割を明確に区分し、業務内容や責任の範囲を整理することが重要でございます。そのためには正規職員及び会計年度任用職員ともに必要な人材の確保が重要だと考え、年次有給休暇の取得促進や職場環境の魅力向上に努め、会計年度任用職員につきましては、現在支給を行っている期末手当に加え、総務省からの通知に基づく勤勉手当の支給や評価制度の導入、適正な報酬単価への改定の検討を行ってまいります。

今後ますます多様化する住民ニーズを把握するとともに、本町の組織全体の業務量の推移や年齢構成の平準化を勘案しつつ、当面先ほどご答弁いたしました会計年度任用職員の職員数を概ね正規職員の半数以下とすることを意識するとともに、著しく変化していく社会に対応するため、適正な雇用バランスを保ち、必要な人材の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 松井議員。

○６番（松井謙昌君） ご答弁ありがとうございました。一時的な業務量の増加とか多様化する住民ニーズ、経済情勢の変化による民間企業や自治体間の人材獲得競争が激しくなる中、正規職員と非常勤職員の適正な雇用バランスを取りながら、それぞれの待遇改善や能力アップ、職場環境の向上にたゆまなく努力していただくことをお願いいたしますして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森田忠彦君） これにて松井議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

本日の日程はこれで終了いたしました。なお、最終本会議は１９日に再開させていただきます。再開通知等は省略させていただきますが、ご出席いただきますようよろしくお願いいたします。

これにて散会といたします。本日はご苦労さまでした。

（午後 １時１４分 散会）

【 第 3 日 】

令和6年 第4回太子町議会定例会会議録

令和6年12月19日（木） 午前 9時30分開会

◎出席議員（9名）

1番	中村直幸君	7番	村井浩二君
2番	斧田秀明君	8番	早瀬和信君
4番	辻本博之君	9番	濱地知英君
5番	西田いく子君	10番	森田忠彦君
6番	松井謙昌君		

◎欠席議員（1名）

3番 辻本 馨 君

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町 長	田中祐二君	会計管理者 兼会計課長	小路展裕君
副町長	村岡 篤君	税務課長	田中 信幸君
教育長	中道雅夫君	地域整備課長	小 濱 健一君
政策総務部長	小角孝彦君	観光産業課長	木 下 明紀君
まちづくり推進部長	鳥取勝憲君	環境農林課長	川久保 みのり君
健康福祉部長	木村厚江君	子育て支援課長	胡 麻 千代君
地域活性化推進 担当部長	堀内孝茂君	福祉介護課長	辻本知也君
教育次長	東條信也君	いきいき健康課長	田村尚子君
秘書政策課長	小南考弘君	教育総務課長 兼学校給食C所長	武部勝浩君
企画担当課長	杉山裕二君	学務指導担当課長	竹井輝隆君
総務財政課長	小泉大吾君	生涯学習課長	松岡健一君

◎議会事務局

事務局 長 正野 正 書記 木下雄平

◎議事日程第3号

追加日程第1 辻本馨議員の議員辞職の件

日程第1 議員提出議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件（議員提出議案）

日程第2 議案第39号 太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）

日程第3 議案第40号 令和6年度太子町一般会計補正予算（第8号）（予算常任委員長報告）

日程第4 議案第41号 令和6年度太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）（福祉文教常任委員長報告）

日程第5 議案第42号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件（町長提出議案）

日程第6 議案第43号 一般職の職員の給与に関する条例中改正の件（町長提出議案）

日程第7 議案第44号 令和6年度太子町一般会計補正予算（第9号）（町長提出議案）

日程第8 議案第45号 令和6年度太子町下水道事業会計補正予算（第1号）（町長提出議案）

日程第9 議員提出議案第5号 性暴力救援センター・大阪SACHIKOの存続と体制強化を求める意見書（案）（議員提出議案）

日程第10 閉会中の継続審査の申し出について

(開会 午前 9時30分)

○議長(森田忠彦君) 皆さん、おはようございます。

本日、第4回定例会の最終日を迎えたわけですが、各常任委員会におかれましては精力的にご審議いただき、厚くお礼申し上げます。

本日は辻本馨議員が欠席しておりますが、会議の定足数を満たしておりますので、本会は成立いたしました。よって、これより会議を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程について、辻本馨議員から辞職願が提出されており、先ほど議会運営委員会を開催いたしましたところ、本会議にて取り扱うこととなりました。

お諮りいたします。

辻本馨議員の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議論することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森田忠彦君) ご異議なしと認めます。よって、辻本馨議員の議員辞職の件を追加日程第1として取り扱います。

○議長(森田忠彦君) 追加日程第1、辻本馨議員の辞職の件、これを議題といたします。

それでは、辞職願の朗読を求めます。

事務局長。

○事務局長(正野 正君) それでは、読み上げます。

辞職願。

私事、この度一身上の都合により、町議会議員を辞職いたしたく、ここにお願い申し上げます。

令和6年12月17日。

太子町議会議員、辻本馨。

太子町議会議長、森田忠彦様。

以上です。

○議長(森田忠彦君) ただいま朗読が終わりました。

お諮りいたします。

願出のとおり、辻本馨議員の議員辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、辻本馨議員の議員辞職を許可することに決定いたしました。

○議長（森田忠彦君） 日程第1、議員提出議案第4号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村井議員。

○7番（村井浩二君） おはようございます。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件について説明いたします。

本議案は、議員間で協議し、議長を除く全議員で議員提出することとなりましたので、地方自治法第112条及び太子町議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

これより提案理由を読み上げ、内容説明につきましては割愛させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本改正は、本年8月8日に人事院が国会と内閣に対し、国家公務員の給与改定等について行った勧告の趣旨を踏まえ、議会の議員の期末手当について0.1月引き上げる所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（森田忠彦君） ただいま提案理由の説明がありました。

お諮りいたします。

議員提出議案第4号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略します。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議員提出議案第４号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第４号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件は原案どおり可決されました。

○議長（森田忠彦君） 日程第２、議案第３９号から日程第４、議案第４１号まで、以上３件を一括議題といたします。

各議案は、去る１１月２９日の本会議において各常任委員会に審査を付託しておりましたので、その結果について、順次、報告願うことにいたします。

まず、総務まちづくり常任委員長の報告を求めます。

斧田議員。

〔総務まちづくり常任委員長 斧田秀明君 登壇〕

○総務まちづくり常任委員長（斧田秀明君） 総務まちづくり常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告します。

議案第３９号、太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件は、今回の条例改正は必須であるのかについて質疑があり、番号法第９条第２項に基づく個人番号の独自利用については、税や社会保障などの法律に定められた事務とは異なり、地方公共団体で条例を制定することが必要である。個人番号の独自利用に向けた検討については、本町では所管課において行っている。その上で、条例の制定や個人情報保護委員会への届出などの手続きに関しては、総務財政課にて一本化して行っているとのことでした。

討論においては、反対、賛成それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により、原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） ただいま総務まちづくり常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

中村議員。

〔福祉文教常任委員長 中村直幸君 登壇〕

○福祉文教常任委員長（中村直幸君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

議案第41号、令和6年度太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、審議において、この時期に行う補正として、例年くらいの金額であるのか、補正が必要となった要因についての質疑があり、昨年度と比較すると、地域支援事業費の場合、予算科目の款全体で、昨年度の10月末時点の給付総額が約1割増加し、細節の通所介護相当サービス事業においては、同月比較で約3割増加している。要因は、要支援1、2の、介護度でという比較的軽度な方を対象としているサービスとなっており、その方たちの人数が増加していることやサービスを受けやすい環境となっているため、給付額の増加につながっていると考えられるとのことでした。

そのほか、町内の介護事業所の倒産はあるのか、サービス利用しにくい状況が発生していないかなどについての質疑がありました。

審査の結果、全員異議なく、原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） ただいま福祉文教常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、予算常任委員長の報告を求めます。委員長が不在のため、副委員長に報告を求めます。

中村議員。

〔予算常任副委員長 中村直幸君 登壇〕

○予算常任副委員長（中村直幸君） 予算常任委員会に付託されました議案について、審

議の結果を報告いたします。

議案第40号、令和6年度太子町一般会計補正予算（第8号）は、審議において、現在の退職手当基金積立金の残高、職員が大卒で今年あたりに定年を迎える場合の退職金の金額、3年くらい先の退職者数、退職者に対して基金運用の中で支払いが可能であるのかについての質疑があり、現在の基金残高が約1億9千万円、今回の補正額で退職手当分として約2千100万円計上しており、退職予定者については定年延長の関係もあり、概算となるが、令和8年度までに4人、基金運用については、退職者がいない年は積立てを行うことで平準化し、退職者がいる場合には基金から支払い、財政支出の負担が大きくならないよう基金積立てのルールを決めており、バランスを考えながら、滞りなく支払いを行うようにしているとのことでした。

また、債務負担行為が多くなっている理由について質疑があり、事業によって理由は様々であるが、年度当初から速やかに事務を執行するために、今年度において契約行為を行う必要があるものについて、それぞれ債務負担行為を設定しているとのことでした。

そのほか、子ども医療助成費の増額理由、障がい児通所等給付費の増額理由、放課後児童会関連などについての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく、原案どおり可決することに決まりました。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） ただいま予算常任副委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、議案第39号について討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

西田議員。

○5番（西田いく子君） おはようございます。

議案第39号、太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件について、反対の立場で討論を行います。

そもそもマイナンバー制度は、日本に住む全ての国民、外国人に生涯変わらない12

桁の番号をつけ、様々な機関や事務所などに散在する各自の個人情報をも寄せ、参照できるようにし、行政などが活用するもので、政府は国民一人ひとりに番号をつけ、多分野の個人情報をひもづけして利用できるようにすることを目的とするものです。マイナンバー制度によって個人情報が集積されることは、住民にとっての利便性や行政事務の効率性以上に徴税強化や社会保障給付抑制の目的に加え、民間事業者により個人情報が利活用されることがや個人情報流出などの不利益があります。こうしたことは憲法の人権保障やプライバシー権を侵害するなど、看過できない問題です。

国は今後、介護保険など他のデータベースとの連携にも取り組み、研究や新薬開発のために巨大なビッグデータが民間企業に提供されることも想定されとていますが、デジタル庁のワーキンググループで、有識者からは本人の望まない形で他の目的に利用しない担保が必要、知らないうちに行政等に監視されたり、不利益に利用されたりしないことが重要との意見が出されています。

個人情報の流出については、国税局の委託先においてマイナンバーが記載された約55万件の個人情報のデータ入力業務が違法に再委託されていたことが判明したことや厚生労働省が収集する難病、小児慢性特定疾患患者の診断情報などのデータベースから氏名、生年月日、住所など、5千640人分の個人情報の流出があったことなどが明らかになっています。作為、無作為にかかわらず、情報流出は起こり得ることであり、100%情報漏えいを防ぐ安全なシステムの構築は不可能です。情報が一元化されればされるほど利用価値は高まり、狙われるリスクは高まります。

また、今回の条例改正はマイナ保険証に関することでの条例改正でもあります。全国保険医団体連合会が10月発表したアンケートでは、今年5月以降、約7割の医療機関でマイナ保険証、オンライン資格確認に関するトラブルが発生しています。その対応では、「持ち合わせていた保険証で資格確認した」が8割でした。それでも政府は保険証廃止に固執し、トラブル対策として新たな資格確認方法を追加してきました。その結果、資格確認方法が9種類も存在することになり、医療現場の大混乱は必至です。結局、資格確認ができず、患者が10割負担を求められるリスクが高まります。

協会けんぽなど、被用者保険の加入者にはこの秋資格情報のお知らせが一斉に送付されました。マイナ保険証を持つ人のトラブルに備えるものですが、マイナ保険証を持たない人も含め、全員に送付されています。マイナ保険証を持たない人には12月2日以降、申請なしで資格確認書が発行されます。それとの違いが分からず、既に混乱が起き

ています。最大のトラブル回避策は現行の保険証の存続です。マイナンバーカードを作るかどうか、使うかどうかは全くの任意です。任意であるマイナンバーカードを個人情報保護と安全管理措置への懸念が払拭されないまま、適用を拡大することに対し、反対の討論といたします。

○議長（森田忠彦君） ほかにございませんか。

討論を許します。

辻本博之議員。

○４番（辻本博之君） おはようございます。

議案第３９号、太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件について、賛成の立場で討論を行います。

マイナンバーの独自利用事務については、いわゆる番号法第９条第２項の規定により情報連携を行うことで、住民においては申請手続きの際に所得証明書など様々な添付書類の提出が不要となり、手数料負担等が軽減されるメリットに加え、より迅速かつ正確な住民サービスの提供が可能となるなど、様々な効果が期待できます。また、現在では、独自利用事務の情報連携は１万１千８１７件、都市部だけではなく、地方でもマイナンバーの独自利用が急速に進んでいます。

マイナンバーカードは手続きのオンライン化等を促進し、様々な社会の効率化と生産性の向上を実現するものであります。本町においても、生産年齢人口の減少と労働力不足は喫緊の課題であります。これらを克服し、持続可能な社会を構築していくためにも、マイナンバーカードの活用推進に注力していく意義は非常に大きいと考えます。

今後も引き続き積極的なマイナンバーの独自利用による情報連携を推進し、更なる住民サービスの向上と負担軽減を図られることを要望して、賛成討論といたします。

○議長（森田忠彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようですので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第３９号を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立７名・反対１名〕

○議長（森田忠彦君） 起立７名、反対１名。起立多数でございます。よって、議案第３

9号、太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件は原案どおり可決されました。

次に、議案第40号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第40号を副委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第40号、令和6年度太子町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第41号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第41号、令和6年度太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

○議長（森田忠彦君） 日程第5、議案第42号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第42号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うものでございます。

整理の内容でございますが、刑法において懲役及び禁錮刑を廃止し、これに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、太子町議会の個人情報保護に関する条例、太子町個人情報の保護に関する法律施行条例、一般職の職員の給与に関する条例、太子町職員の退

職手当に関する条例、太子町ラブホテル建築規制条例、太子町消防団条例、太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例について、それぞれ用語の改正及び経過措置の設定等の改正を行うものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。

議案書の２頁をお願いいたします。

初めに、太子町議会の個人情報の保護に関する条例につきましては、本則中、「懲役」の文言を「拘禁刑」に改めるものでございます。

次に、太子町個人情報の保護に関する法律施行条例につきましては、附則中、「懲役」の文言を「拘禁刑」に改めるものでございます。

次に、一般職の給与に関する条例及び太子町職員の退職手当に関する条例につきましては、それぞれ本則中、「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改めるものでございます。

次に、太子町ラブホテル建築規制条例につきましては、第７条中、「懲役」の文言を「拘禁刑」に改めるほか、字句の整理を行うものでございます。

太子町消防団条例及び太子町非常勤団員に係る退職報奨金の支給に関する条例につきましては、それぞれ本則中、「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改めるものでございます。

最後に附則でございますが、次頁をお願いいたします。

施行日を刑法等の一部を改正する法律の施行日とし、併せて、経過措置として法律施行前後の取扱いについて規定するものでございます。

説明は以上でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） ただいま提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第４２号は、会議規則第３９条第２項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略します。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第４２号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第４２号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件は原案どおり可決されました。

○議長（森田忠彦君） 日程第６、議案第４３号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第４３号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、本年８月８日に人事院が国会と内閣に対し、国家公務員の給与改定等について勧告が行われたことを受け、本町職員の給与につきましても人事院勧告の趣旨を踏まえ、職員組合との労使交渉が整いましたので、国に準じ、民間給与との較差を埋めるため、給与表の水準、期末・勤勉手当の引上げ、地域手当、扶養手当及び管理職特別勤務手当の見直し等を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。

議案書１３頁の新旧対照表をお願いいたします。

第１条関係は、人事院勧告に基づく期末・勤勉手当の給料表の改定を行ってございます。

第２５条第２項は、１２月に支給する期末手当の支給割合を１００分の１２２．５から１００分の１２７．５へ、０．０５月分引き上げるものでございます。

また、第３項は、第２項と同じく再任用職員の１２月に支給する期末手当を１００分の６８．７５から１００分の７１．２５へ０．０２５月分支給割合を引き上げるものでございます。

第26条第2項第1号は、12月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の102.5から100分の107.5へ0.05月分引き上げるものでございます。

また、第2号は、第1号と同じく再任用職員の12月に支給する勤勉手当を100分の48.75から100分の51.25へ0.025月分支給割合を引き上げるものでございます。

次に、新旧対照表の別表第1は、給料表の改正で民間における初任給の動向や公務において人材確保が喫緊の課題であることを踏まえ、初任給を引き上げるとともに、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給料表の改定を行い、平均で3.0%の引上げを行ってございます。

以上が第1条関係の改正でございます。

続きまして、21頁をお願いいたします。

第2条関係でございますが、第15条第3項は、扶養手当の月額改正で、現行、配偶者については6千500円としているものを廃止し、これについては現行1万円を1万3千円にするものでございます。

第16条の2第2項は、地域手当の支給割合について現行6.0%を12.0%にするものでございます。

24条の2第2項は、管理職特別勤務手当の支給対象時間帯の改正で、現行、午前0時から午前5時までを午後10時から午前5時までにするものでございます。

第25条第2項は、次年度以降に支給する期末手当に対する改正で、6月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の122.5から100分の125に、また12月に支給する期末手当の支給割合を100分の127.5から100分の125に改正するものでございます。

また、第3項は、第2項と同じく再任用職員の期末手当につきまして、6月の支給割合を100分の68.75から100分の70に、12月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の71.25から100分の70に改正するものでございます。

22頁をお願いいたします。

第26条第2項第1号は、次年度以降に支給する勤勉手当に対する改正で、6月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の102.5から100分の105に、また12月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の107.5から100分の105に改正するものでございます。

また、第２号は、第１号と同じく再任用職員の勤勉手当につきまして、６月の支給割合を１００分の４８．７５から１００分の５０に、また１２月に支給する勤勉手当の支給割合を１００分の５１．２５から１００分の５０に改正するものでございます。

第２８条の２は、再任用された職員へ住居手当を支給することから、定年前再任用短時間勤務職員について適用除外となっていた住居手当の規定を削除するものでございます。

最後に、別表第１は、給与月額を最低水準を引き上げるため、給料表の改定を行うものでございます。

以上が第２条関係の改正でございます。

議案書の１１頁をお願いいたします。

附則でございます。

第１条第１項は、この条例は公布の日からの施行としておりますが、改正条例の第２条の施行は令和７年４月１日からとしております。

第２項は、改正条例第１条の適用を令和６年４月から適用するとしております。

次頁をお願いいたします。

第２条は、条例改正前に支給された給与は、改正後の条例で支給された給与の内払いとする規定でございます。

第３条は、扶養手当の改正に伴い、経過措置を設ける規定でございます。令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間は配偶者に係る扶養手当を廃止するものを３千円に、子に係る扶養手当を１万３千円にするものを１万１千５００円にするなど、経過措置を設けるものでございます。

第４条は、地域手当の改正に伴い、経過措置を設ける規定でございます。令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間は、地域手当の支給割合を１００分の１２にするものを１００分の１２を超えない範囲内で規則で定める割合とする経過措置を設けるものでございます。規則においては１００分の１０と規定することとしております。

第５条は、規則への委任で、条例施行に際し、必要な事項は規則で定めるという規定でございます。

説明は以上でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） ただいま説明がありました。

お諮りいたします。

議案第43号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

西田議員。

○5番（西田いく子君） 3点ほどお尋ねいたします。

地域手当を12%まで引き上げることができたにもかかわらず、なぜ次は令和7年度、10%を段階的に引き上げることにしたのでしょうか。

これを12%にしたら影響額は幾らだったのか、金額を教えてください。

3点目が、今現在6千500円の配偶者手当がゆくゆくは廃止されるということですが、この影響を受ける職員さんはいるのでしょうか。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（森田忠彦君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） ご質問いただきました件につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

地域手当の改定は、人事院勧告において改正に要する原資の状況等を踏まえ、段階的に実施するよう示されており、本町の令和7年度における10%の支給率も勧告どおりの支給率となっております。

仮に令和7年度における地域手当の改定を段階的に実施せず、一気に12%に改定する場合の影響額でございますけれども、年間で約1千万円の増額となる試算をしております。

また、直近の配偶者手当を受給している職員につきましては17人ということでございます。

以上です。

○議長（森田忠彦君） ほかにございませんか。

西田議員。

○5番（西田いく子君） 答弁ありがとうございます。

太子町に次年度１千万円のお金がない、こんなわけではないと思います。段階を踏めと言っていますけれども、一気に１２％に引き上げることは十分可能だったと思います。給料表の水準を３年連続引き上げられたことはよかったと思いますけれども、少子化で子どもの数が減る中、子どもさんにかかる手当が増えても、配偶者控除が減ることでマイナスになる職員さんがいるということでいいんでしょうか。公務員という職業を選んだ方々がお金が必要だからということで選んだとは思っていません。ですが、それぞれに生活があります。物価上昇に追いつかない程度の上昇で、職員さんのモチベーションが上がるんでしょうか。職員さんの離職がちょっと多いように思うんですけれども、この離職が止まるんでしょうか。その点、お金だけの問題ではないかもしれませんが、よく考えていただくよう要望だけしておきます。

○議長（森田忠彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

西田議員。

○５番（西田いく子君） 議案第４３号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件について、反対の立場で討論を行います。

人事院は今年６月に３年公募要件を撤廃しました。この間の当事者や労働組合などの運動が何度も取り上げてきたことの成果です。公募なしの更新が可能になったとはいえ、常勤職と同等の仕事をしている方たちが多数であり、常勤化こそ必要です。災害時の対応を考えても、非常勤の会計年度任用職員ではなく、職員として雇用する必要があるのではないのでしょうか。

今回の給与の改定は、民間給与との較差を埋めるため、給料表の水準を平均で２．７６％引き上げるものです。３年連続の引上げ勧告で２％を超える水準は１９９２年以来３２年ぶりで、８月の人事院勧告に基づき、月給は平均１万１千１８３円、２．７６％引き上げ、ボーナスの年間支給月数は０．１か月増の４．６か月といたしました。

大卒の総合職の月給は２万９千３００円、大卒の一般職は２万３千８００円、高卒の一般職は２万１千４００円増やすこととなります。引き上げること自体は大いに賛成いたします。しかし、その引上げ額が少な過ぎます。３９か月連続の物価上昇には到底見合わず、実質賃金の減少に歯止めをかけるものにはなっていません。中高年再任用職員

の引上げは1%台にとどまります。厚生労働省集計による2024年の春闘の賃上げ率5.33%に対しても大きく見劣りするものです。

人勧は国家公務員の応募者数減で人材確保が危機的だとの認識を強調し、抜本策として給与引上げの若年層への重点化、能力実績主義の徹底など、給与制度のアップデートを掲げています。しかし、これでは能力実績主義による職場の分断、職員の意欲への悪影響になるのではないかと懸念されています。

また、地域手当の見直し、配偶者に係る扶養手当廃止、そして寒冷地手当改悪によって、実質的に賃下げとなる職員さんが2025年4月から生じることにもなります。太子町でも今回の配偶者に係る扶養手当の見直しで17人の職員さんに影響が出るということです。

物価上昇に合わせて、公務員の給与を上げるのは当然の要求です。また、それは公務員一人ひとりの問題ではありません。公務員の賃金が下がれば、公務員の生活を破壊するだけではなく、民間の賃下げと相まって、日本の労働条件全体を引き下げの一因ともなってきました。公務において率先して抜本的な賃上げを実現することこそ、国の責任です。

憲法第15条は全ての公務員は、全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないと規定しています。これは戦前の公務員が天皇の官吏と位置づけられていたことが軍国主義の暴走の一因となったことへの反省によるものです。住民福祉の向上に働くのが公務員であり、太子町の仕事であるならば、様々な施策を予算化し、現実のものとするために働く職員さんの生活が保障されていなければなりません。職員数も確保できず、若年層だけでなく、これからの太子町を担う年代の方まで職場を去る原因はどこにあるのか、よくよく考えていただきたいと思います。

労使交渉が整っているとのことでしたけれども、1千万円が出せない太子町ではないはずです。職員も会計年度職員も、長く働ける働きがいのある職場であることを願って、反対の討論といたします。

○議長（森田忠彦君） ほかにございませんか。

討論を許します。

斧田議員。

○2番（斧田秀明君） 議案第43号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件について、賛成の立場で討論を行います。

本条例改正は、本年８月８日に国会と内閣に対し行われた人事院勧告に基づく条例改正であります。人事院の給与勧告は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を確保するためのものであり、国家公務員の給与水準を民間企業従業員と均衡させることを基本としております。地方公務員法第２４条では、「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従業員の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」とされています。この趣旨を踏まえ、本条例改正については、職員の給与表の改正、ボーナスの支給月数の引上げ、地域手当及び扶養手当の段階的な見直しなど、人事院勧告に基づいて適正に行われるものです。

これらは職員の適正な給与や処遇や人材確保等に資するものであり、能率的な行政運営の基盤となる必要不可欠なものです。今後も現下の人事管理上の重点課題に対応し、人事院勧告の趣旨にのっとり、給与制度等を確保することを要望して、本件の賛成討論といたします。

○議長（森田忠彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第４３号を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立７名・反対１名〕

○議長（森田忠彦君） 起立７名、反対１名。よって、賛成多数でございます。

議案第４３号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件は原案どおり可決することに決しました。

○議長（森田忠彦君） 日程第７、議案第４４号、令和６年度太子町一般会計補正予算（第９号）、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第４４号、令和６年度太子町一般会計補正予算（第９号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、人事院勧告に伴う職員人件費及び議員期末手当に要する経費の予算措

置を行うものでございます。

それでは、補正予算書の1頁をお願いいたします。

本補正予算は、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2千501万2千円を追加し、総額を71億3千615万6千円とするものでございます。

また、債務負担行為の補正としまして、新たにGIGAスクール端末購入事業の債務負担行為の設定を行うものでございます。

続きまして、10頁以降の歳出のうち、職員人件費をまとめてご説明申し上げます。補正額2千403万1千円、内訳としまして、2節給料1千353万6千円、3節職員手当等871万3千円、4節共済費205万2千円でございます。

続きまして、10頁、11頁をお開き願います。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、事業別区分2、議会運営事業、補正額27万2千円の3節職員手当等は、議員期末手当でございます。

続きまして、18頁、19頁をお願いいたします。

7款土木費、3項都市計画費、3目下水道費、事業別区分1、下水道事業会計繰出金事業、補正額43万9千円は、下水道事業会計繰出金でございます。

続きまして、歳入でございます。

8頁、9頁でございます。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金、補正額2千501万2千円は、財源調整として財政調整基金から繰入れを行うものでございます。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） ただいま提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第44号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第44号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第44号、令和6年度太子町一般会計補正予算（第9号）は原案どおり可決されました。

○議長（森田忠彦君） 日程第8、議案第45号、令和6年度太子町下水道事業会計補正予算（第1号）、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君） 議案第45号、令和6年度太子町下水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、一般会計と同様、人事院勧告に伴い、下水道事業会計にて計上する職員の人件費について予算措置を行うものでございます。

それでは、下水道事業会計補正予算書の1頁をお開き願います。

第2条、収益的収入及び支出の補正について、既定予算の収入第1款下水道事業収益及び支出第1款下水道事業費用の総額にそれぞれ43万9千円を増額し、収入総額3億4千69万4千円、支出総額3億4千597万6千円とするものでございます。

その詳細に関して、まず補正予算書の10頁をお願いいたします。

収益的支出について、1款下水道事業費用、1項営業費用、2目総係費、補正予算額43万9千円を増額、これは人事院勧告による職員人件費として、給料を33万6千円、法定福利費を10万3千円、それぞれ増額するものでございます。

続きまして、9頁をお願いいたします。

収益的収入でございます。

1款下水道事業収益、2項営業外収益、2目補助金、補正予定額43万9千円を増額

は全額、他会計補助金、いわゆる一般会計補助金として予算措置するものでございます。

以上、議案第４５号、令和６年度太子町下水道事業会計補正予算（第１号）の提案理由並びに内容の説明を終わります。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） ただいま提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第４５号は、会議規則第３９条第２項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第４５号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第４５号、令和６年度太子町下水道事業会計補正予算（第１号）は原案どおり可決されました。

○議長（森田忠彦君） 日程第９、議員提出議案第５号、性暴力救援センター・大阪ＳＡＣＨＩＫＯの存続と体制強化を求める意見書（案）、これを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村井議員。

○７番（村井浩二君） 議員提出議案第５号、性暴力救援センター・大阪ＳＡＣＨＩＫＯの存続と体制強化を求める意見書（案）について説明いたします。

本件は議長を除く全議員で協議し、提出するものでございます。

提案理由をこれより述べさせていただきます。説明内容につきましては、省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

性暴力救援センター・大阪SACHIKOは、病院拠点型のワンストップ支援センターとして2010年度から14年間、松原市内の阪南中央病院内にて24時間体制の下、性暴力被害者の支援を行ってきました。必要不可欠な機関でありながら、国や大阪府からの補助金は運営費のごく一部でしかなく、維持費の多くを阪南中央病院が負担し、更に不足分を寄付金等で補ってきました。医師、看護師は通常の病院の診察、看護の業務を行いつつ、SACHIKOでの診察に当たってきましたが、医療現場での働き方改革もあり、現在は一民間医療機関が全てを負担することは困難な状況となっています。

このままでは、SACHIKOは2025年3月末をめどに阪南中央病院から撤退せざるを得ない状況にあることから、「性暴力救援センター・大阪SACHIKOの活動拠点を大阪府の責任において速やかに確保し、運営にかかる費用を保障すること」「公的病院を拠点とするワンストップ支援センターを設置すること」を要請する意見書を提出いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

本件は、大阪府知事、大阪府議会議長宛てに提出するものです。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。本議案の説明とさせていただきます。

○議長（森田忠彦君） ただいま提案理由の説明がありました。

お諮りいたします。

議員提出議案第5号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略します。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議員提出議案第５号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第５号、性暴力救援センター・大阪ＳＡＣＨＩＫＯの存続と体制強化を求める意見書（案）は原案どおり可決されました。

○議長（森田忠彦君） 日程第１０、閉会中の継続審査の申し出について、これを議題といたします。

配布しておりますとおり、議会運営委員長、広報特別委員長、観光拠点整備特別委員長及び地域公共交通対策特別委員長から、会議規則第７５条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がございました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上で、本日の日程は全て終了し、令和６年度第４回定例会に付議されました事件は全て議了しました。

閉会に先立ち、町長から発言を求められていますので、発言を許します。

町長。

○町長（田中祐二君） 令和６年第４回定例会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

去る１１月２９日に開会以来、議員の皆様におかれましては、本会議並びに委員会におきまして慎重なご審議を賜り、おかげをもちまして、提出いたしました全ての案件につきまして、原案どおり議決賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会中に議員の皆様からいただきましたご意見等を十分に踏まえながら引き続き町政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。

さて、間もなく地域公共交通が再編されて丸１年を迎えようとしていますが、今年を振り返りますと、太子聖燈会、竹内街道灯路祭り、ふれあいＴＡＩＳＨＩなどの例年の

イベントに加えて、大阪・関西万博に関するニュースやイベント、大阪・関西万博後の南河内における自動運転バス実証運行の発表などの様々なことがありました。

一方で、能登半島地震や迷走台風と呼ばれた台風10号などの災害も記憶に新しく、長いようで、あっという間に過ぎた1年であったように感じております。

また、町の課題解決に向けて、教育、福祉、環境、交通など、多くの取組が進展してきましたが、これらもひとえに皆様のお力添えがあつてのことです。来年におきましても、引き続き皆様にお力添えをいただきながら町政を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

最後に、本年もいよいよ残すところあと僅かとなってまいりました。心せわしい年の暮れを迎え、何かとご多用とは存じますが、議員の皆様には、時節柄、一層ご自愛の上、健やかなる新年をお迎えになられますこと、また来る年も私をはじめ職員一同、よろしくご指導、ご鞭撻賜りますようお願いを申し上げます。そして、新年が太子町全ての皆様にとってよりよき年となりますようご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶をさせていただきます。

○議長（森田忠彦君） 去る11月29日に開会して以来、本日までの21日間、提出されました議案につきまして、慎重にご審議をいただき、厚くお礼申し上げます。

理事者各位におかれましては、本会議、あるいは委員会における各議員からの指摘並びに意見を尊重していただき、事務執行に反映していただきますよう要望いたします。

本日、辻本馨議員が辞職することになりました。本件に関しまして、町民及び関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけいたしましたことを心からおわび申し上げます。今後は、議員一人ひとりが皆様の負託を深く認識するとともに、議員としての責務を果たしていく所存でございます。本町議会の信頼回復に向けて、より一層努力してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

これをもちまして、閉会の挨拶といたします。

それでは、令和6年第4回太子町議会定例会を閉会いたします。

本日はどうもご苦勞さまでございました。これにて散会いたします。

（午前10時40分 閉会）

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容の正確なものであることを証明するため、ここに署名する。

太子町議会議長

森 田 忠 彦

太子町議会議員

西 田 い く 子

太子町議会議員

松 井 謙 昌